

建設分野技能実習に関する事業協議会について

1 目的

建設分野技能実習に係る関係者間において、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、その建設業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行う。

(「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」第五十四条関係)

2 構成員（別紙1のとおり）

3 資料及び議事

後日公開

4 事務局

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課

建設分野技能実習に関する事業協議会構成員名簿（敬称略）

<構成員>

- 1 佐賀大学経済学部 早川 智津子
- 2 建設業労働災害防止協会
- 3 （一社）建設産業専門団体連合会
- 4 （一社）住宅生産団体連合会
- 5 全国管工事業協同組合連合会
- 6 （一社）全国クレーン建設業協会
- 7 （一社）全国建行協
- 8 （一社）全国建設業協会
- 9 （一社）全国建設室内工事業協会
- 10 全国建設労働組合総連合
- 11 （一社）全国コンクリート圧送事業団体連合会
- 12 全国サイディング事業協同組合連合会
- 13（公社）全国鉄筋工事業協会
- 14 全国中小企業団体中央会
- 15（一社）全国中小建設業協会
- 16（一社）全国中小建設工事業団体連合会
- 17（一社）全国防水工事業協会
- 18 全国マスチック事業協同組合連合会
- 19（一社）全日本瓦工事業連盟
- 20（公社）日本エクステリア建設業協会
- 21 日本外壁仕上業協同組合連合会
- 22（一社）日本型枠工事業協会
- 23（一社）日本機械土工協会
- 24（一社）日本金属屋根協会
- 25 日本建設インテリア事業協同組合連合会
- 26（一社）日本建設機械施工協会
- 27（一社）日本建設業経営協会
- 28（一社）日本建設業連合会

- 29 (一社) 日本建設躯体工事業団体連合会
- 30 (一社) 日本建築大工技能士会
- 31 (一社) 日本建築板金協会
- 32 (一社) 日本左官業組合連合会
- 33 日本室内装飾事業協同組合連合会
- 34 (一社) 日本シャッター・ドア協会
- 35 (一社) 日本タイル煉瓦工事工業会
- 36 (一社) 日本塗装工業会
- 37 (一社) 日本蔦工業連合会
- 38 (一社) 日本発破・破碎協会
- 39 (一社) 日本溶接協会
- 40 (一社) 日本冷凍空調設備工業連合会
- 41 国土交通省不動産・建設経済局国際市場課

<オブザーバー>

- 42 外国人技能実習機構
- 43 (一社) 建設技能人材機構
- 44 (一財) 国際建設技能振興機構
- 45 法務省 出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課
- 46 厚生労働省 人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室

建設分野技能実習に関する事業協議会 設置要綱

（名称）

第1条 本協議会は、建設分野技能実習に関する事業協議会（以下「協議会」という。）という。

（目的）

第2条 協議会は、建設分野技能実習に係る関係者間において、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、その建設業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うことを目的とする。

（活動内容）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 建設分野技能実習の実施状況に係る情報共有
- 二 本実習の適正な監理を推進する上での課題に関する意見の交換
- 三 本実習の適正な監理の徹底に向けた周知及び啓発
- 四 その他協議会の目的を達成するために必要な活動

（構成員）

第4条 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 学識経験者
- 二 建設業者団体（元請団体、専門工事業団体等）
- 三 国土交通省
- 四 その他協議会の目的を達成するために必要と認められる者

2 新たに構成員となろうとする者は、次条に規定する座長の承認を得て構成員となる。

（座長）

第5条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、構成員の中から互選によって選出する。
- 3 座長は、協議会を代表し、運営を統括する。

（協議会の開催）

第6条 協議会は、次条に規定する事務局が招集する。

（事務局）

第7条 協議会の事務は、国土交通省不動産・建設経済局国際市場課が行う。

（資料及び議事の公開）

第8条 協議会の資料及び議事概要は、国土交通省ホームページで会議開催後日公開する。ただし、座長が必要と認めるものは非公表とすることができる。

（雑則）

第9条 協議会は、必要に応じて、本要綱の規定の見直しを行うものとする。

2 要綱の見直しは、構成員の定員の過半数の賛成を以て了承されるものとする。

第10条 本要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

本要綱は、平成30年3月26日より施行する。

附 則（令和5年3月23日）

本要綱は、令和5年3月23日より施行する。

外国人技能実習制度の現状と課題

令和5年3月 令和4年度 建設分野技能実習に関する事業協議会資料

厚生労働省人材開発統括官付
海外人材育成担当参事官室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

技能実習制度の仕組み

資料2-2

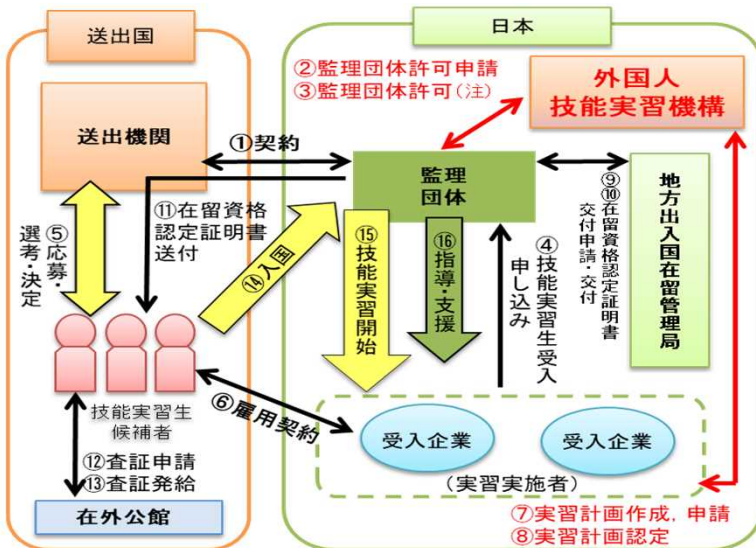
○技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通して技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）

○技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約33万人在留している。

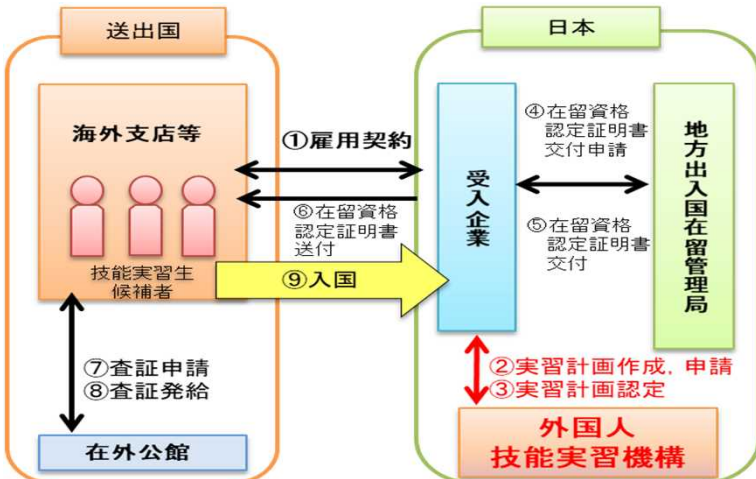
※令和4年6月末時点

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

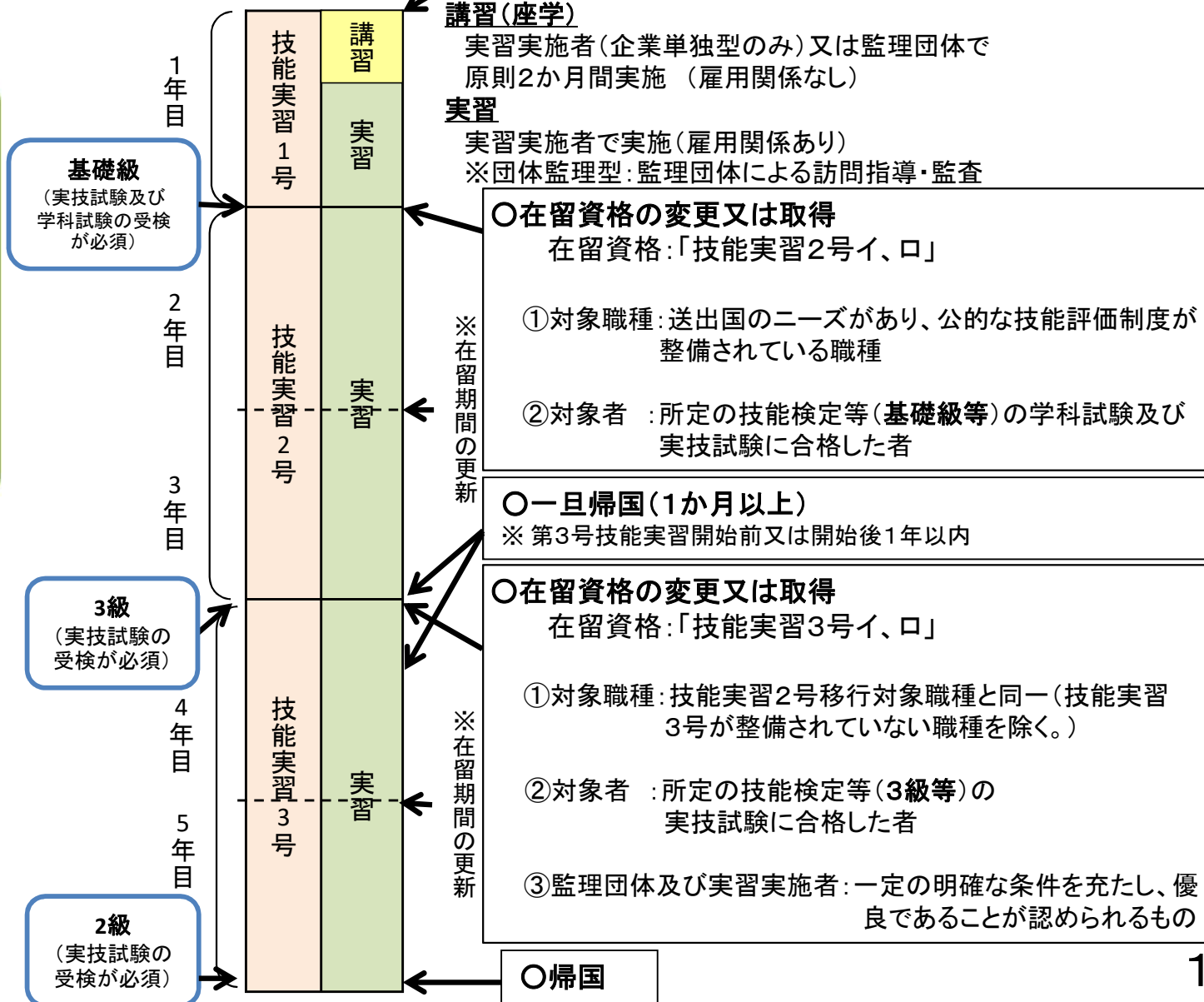
【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



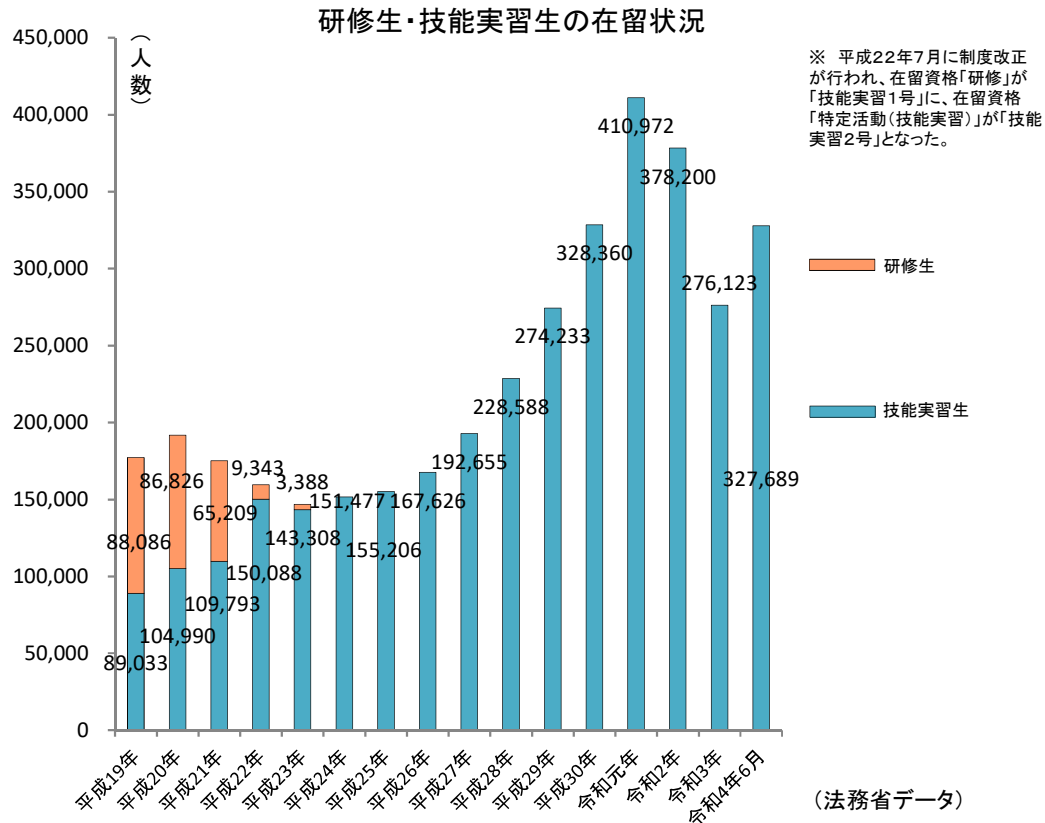
技能実習の流れ



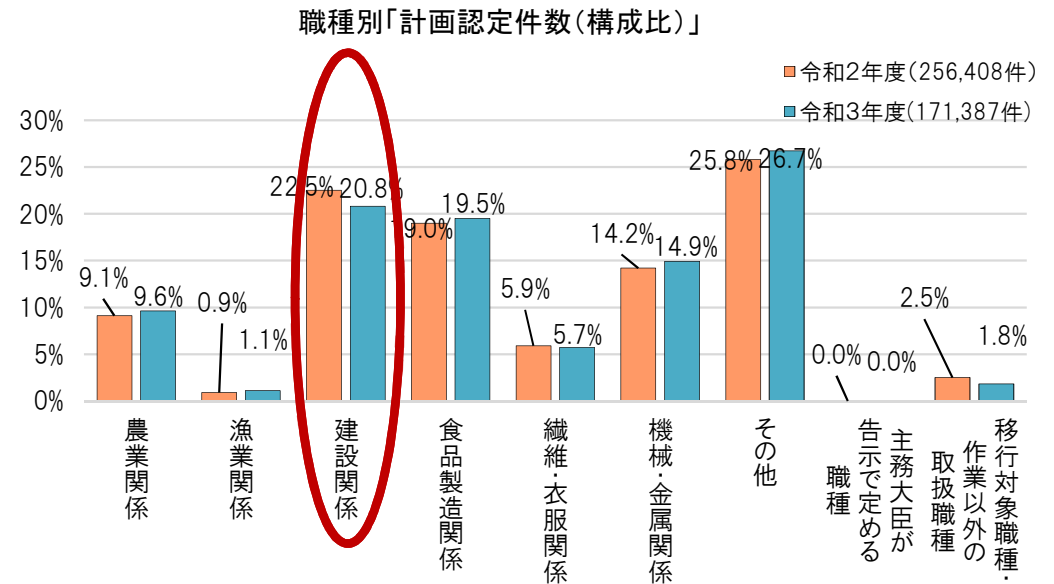
技能実習制度の現状

資料2-3

1 令和4年6月末の技能実習生の数は、327,689人

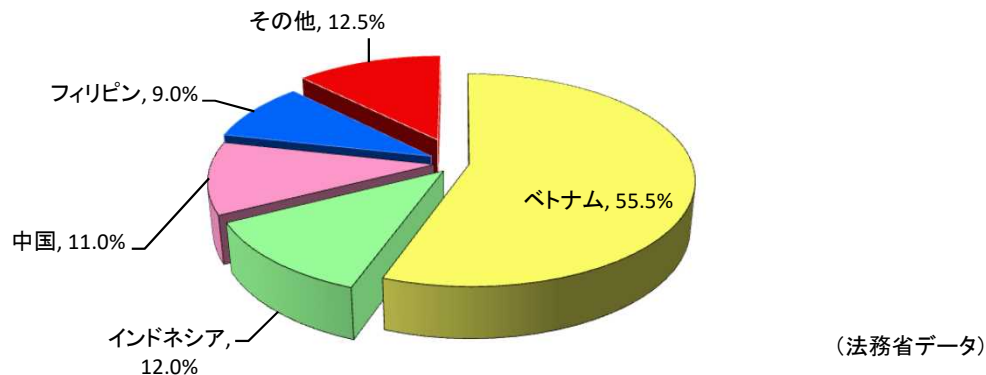


3 職種別では、①建設関係 ②食品製造関係 ③機械・金属関係が多い。



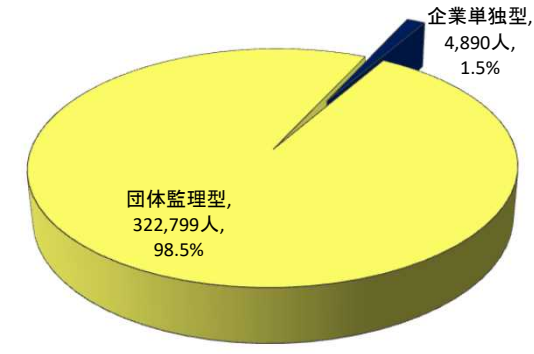
2 受入人数の多い国は、①ベトナム ②インドネシア ③中国

令和4年6月末 在留資格「技能実習」総在留外国人国籍別構成比(%)



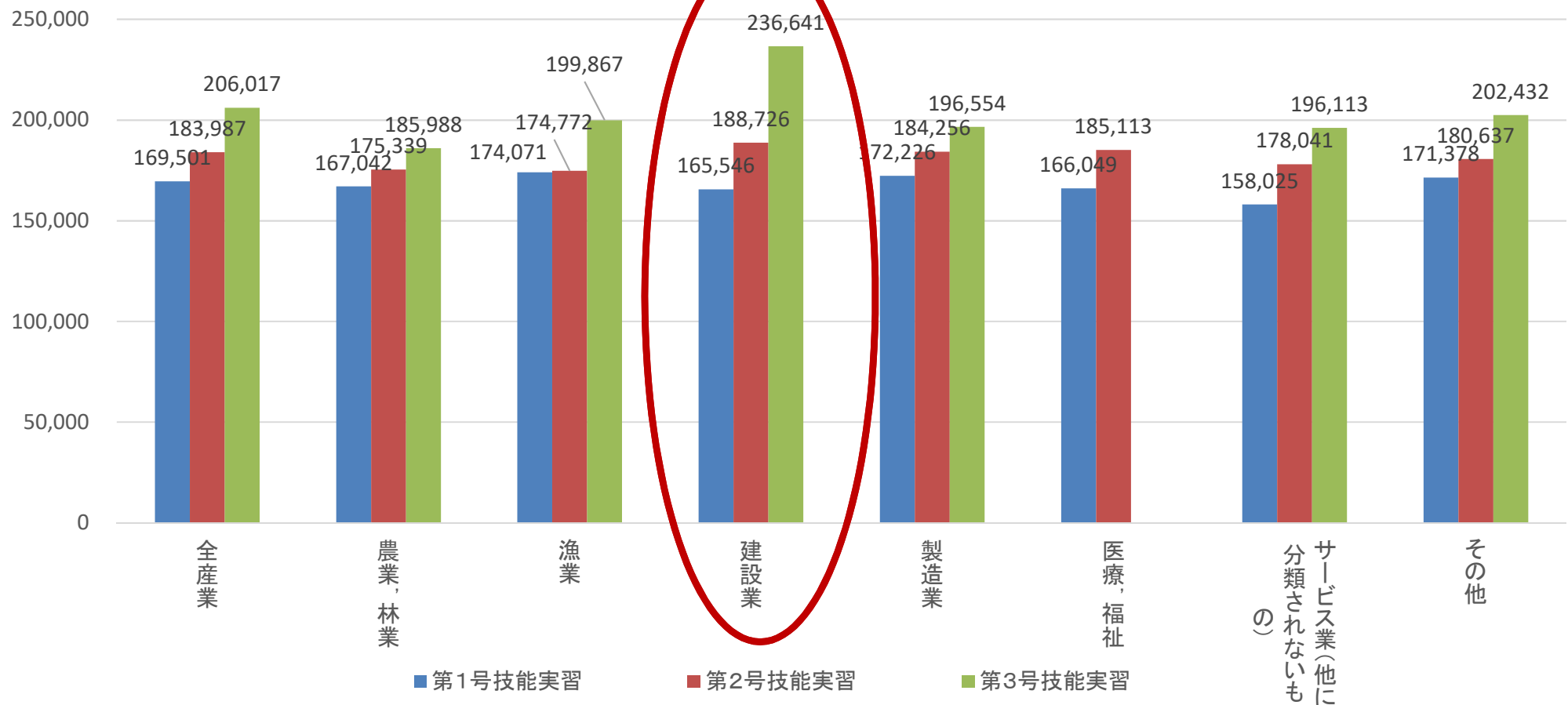
4 団体監理型の受入れが98.5%

令和4年6月末「技能実習」に係る受入形態別総在留者数



- 建設業含め、全ての業種において技能実習の段階が上がるにつれて支給賃金は高い。
- 業種別で見ると、建設業は第2号及び第3号で、最も高い。
- 技能実習生の報酬の額は日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることとされている(技能実習法第9条第1項第9号)

月平均支給額(段階別・業種別) 単位:円



【出典】「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議(第1回)」会議資料。外国人技能実習機構「令和2年度における技能実習の状況について」より出入国在留管理庁が作成。

第4章第2節第10 技能実習生の待遇に関するもの(1)技能実習生に対する報酬の額に関するもの

○ 技能実習生に対する報酬の額については、技能実習生であるという理由で不当に低くなるということがあってはなりません。同程度の技能等を有する日本人労働者がいる場合には、技能実習生の任される職務内容や技能実習生の職務に対する責任の程度が当該日本人労働者と同等であることを説明した上で、当該日本人労働者に対する報酬の額と同等以上であることを説明する必要があります。

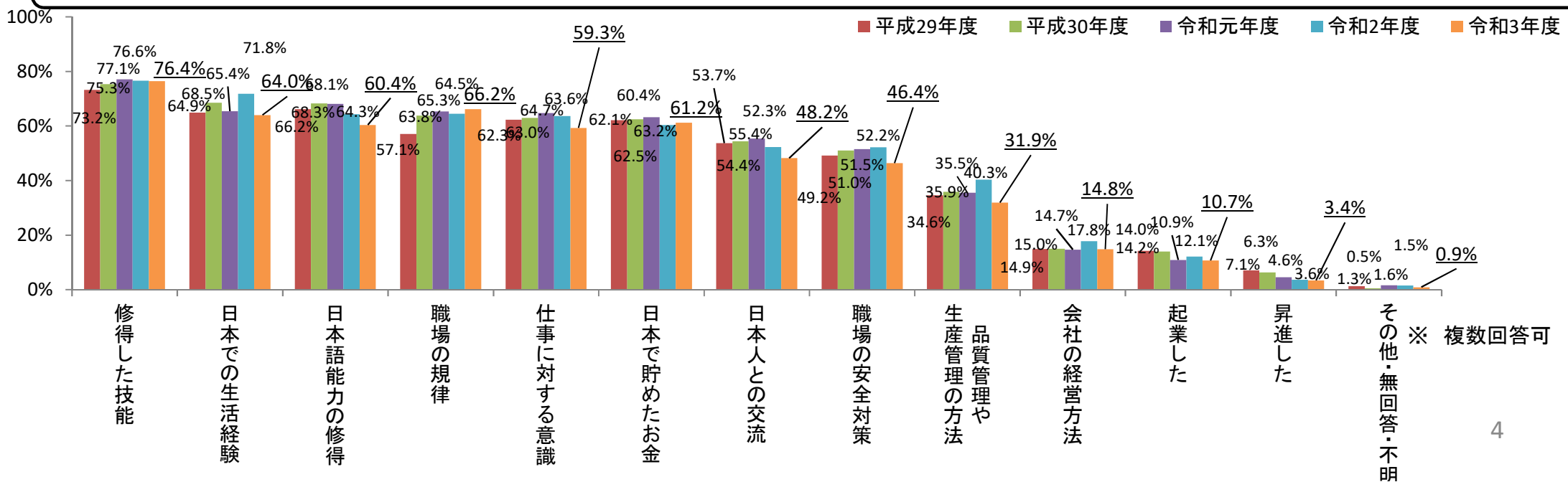
※ パートタイム・有期雇用労働法の規定により、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保に向けて、同一企業内の正規雇用労働者と有期雇用労働者との間で、不合理な待遇差を設けることや職務内容等が同じ場合に差別的取扱いを行うことは禁止されています(令和3年4月から中小企業にも当該規定が適用されています)。有期雇用労働者である技能実習生も対象となることに注意してください。

○ 同程度の技能等を有する日本人労働者がいない場合については、技能実習生に対する報酬の額が日本人労働者に対する報酬の額と同等以上であるということについて、賃金規程がある場合には同規程に照らした個々の企業の報酬体系の観点から、賃金規程がない場合には、例えば、技能実習生の任される職務内容や技能実習生の職務に対する責任の程度が最も近い職務を担う日本人労働者と比べてどのように異なるかという観点から、説明を行うこととなります。

○ また、技能検定等の受検料や監理団体に支払う監理費等の費用がかかるからといって、技能実習生の報酬の額を低くすることは許されません。技能実習制度では時間外労働を原則としては想定していませんが、やむを得ない業務上の事情等により時間外労働を行わせる場合、適正に割増賃金が支払われなければなりません。

帰国後技能実習生フォローアップ調査(令和3年度)

- 技能実習期間を通じて学んだことが「帰国後、役に立った」と回答した人は89.0%。建設業で見ても、高い水準。
- 役に立った具体的な内容は「修得した技能」(76.4%)が最も高く、「職場の規律」「日本での生活経験」と続く。建設業で見ても、同様の傾向。

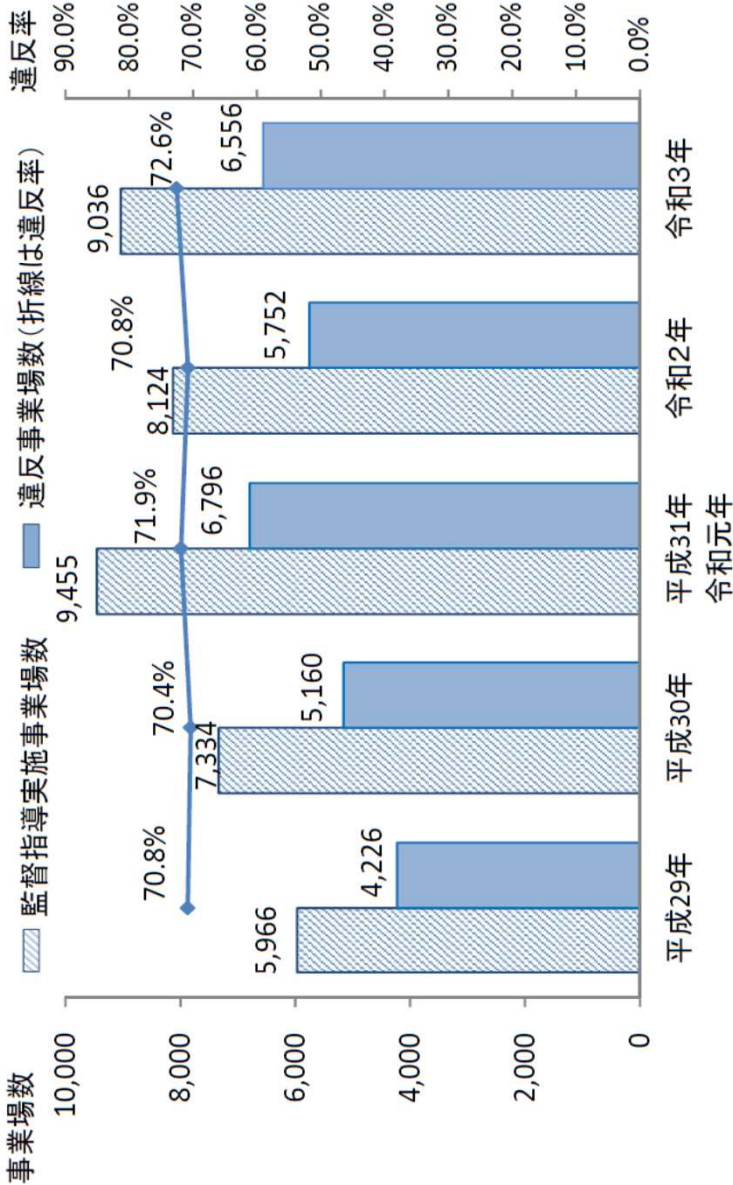


技能実習生の実習実施者に対する監督指導、
送検等の状況（令和3年）

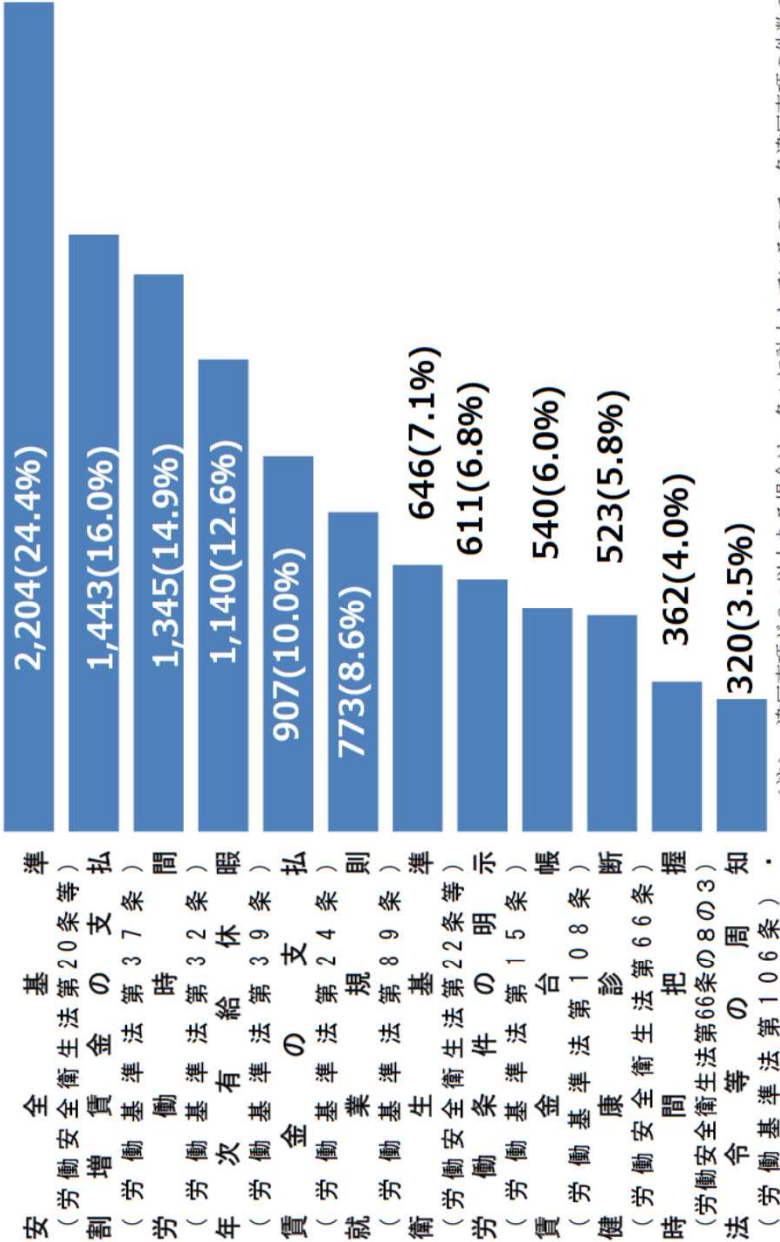
1 監督指導の状況

(1) 全国の労働基準監督機関において、労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対して9,036件の監督指導を実施し、その72.6%に当たる6,556件で同法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。



(2) 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準（24.4%）、②割増賃金の支払（16.0%）、③労働時間（14.9%）の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているもので、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、次のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
機械・金属	2,874	1,963 (68.3%)	安全基準 812(28.3%)	衛生基準 435(15.1%)	労働時間 401(14.0%)
食料品製造	1,405	1,025 (73.0%)	安全基準 506(36.0%)	労働時間 249(17.7%)	割増賃金の 支払 176(12.5%)
繊維・衣服	491	350 (71.3%)	割増賃金の 支払 96(19.6%)	労働時間 87(17.7%)	賃金の支払 77(15.7%)
建設	1,528	1,228 (80.4%)	割増賃金の 支払 403(26.4%)	安全基準 299(19.6%)	賃金の支払 295(19.3%)
農業	275	209 (76.0%)	賃金の支払 79(28.7%)	安全基準 39(14.2%)	労働条件の 明示 34(12.4%)
＜参考＞ 全業種	9,036	6,556 (72.6%)	安全基準 2,204(24.4%)	割増賃金の 支払 1,443(16.0%)	労働時間 1,345(14.9%)

＜注1＞「主な業種」は、技能実習の計画認定件数が多い5職種（機械・金属関係職種、食料品製造関係職種、繊維・衣服関係職種、建設関係職種、農業関係職種）に関連する業種について取りまとめたものである。

＜注2＞「主な業種」の内訳は以下のとおり。

機械・金属・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、
電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業
食料品製造・・・食料品製造業
繊維・衣服・・・繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業
建設・・・土木事業、建築工事業、その他の建設業
農業・・・農業、畜産業

事例 3

外国人技能実習機構からの通報を契機に監督に監督を実施し、割増賃金の不払等について指導

概 要

- 空調設備設置工事を行う事業場において、外国人技能実習機構から割増賃金の一部が支払われていない旨の通報があったことから、立入調査を実施した。
- この結果、時間外労働に対する割増賃金が支払われていないことが認められたほか、書面による労使協定がないにもかかわらず、賃金から寮費を控除していたことが認められた。

労基署の対応

- 1 週40時間を超える時間外労働に対して、法定の割増率以上で計算した割増賃金を支払わなければならないことについて是正勧告した。

指導事項

労働基準法第37条第1項（割増賃金の支払）違反

- 2 賃金から寮費を控除する旨の書面による協定を締結していないにもかかわらず、賃金から寮費を控除して支払っていたことについて是正勧告を行った。

指導事項

労働基準法第24条第1項違反（賃金の支払）

指導後の会社の取組

- 不足していた時間外労働に対する割増賃金を遡って支払った。
- 賃金から寮費を控除することについて、書面による労使協定を締結した。

事例 4

情報を契機に監督指導を実施し、フォークリフトの無資格運転について指導

概 要

- 建設業の事業場において、フォークリフトの無資格運転を行っている旨の情報が寄せられたことから、立入調査を実施した。
- この結果、資格を有していない技能実習生がフォークリフトを運転していたことが認められた。

労基署の対応

- 技能講習を修了していない労働者に、最大1トン以上のフォークリフトの運転業務を行わせてはならないことについて是正勧告した。

指導事項

労働安全衛生法第61条第1項（就業制限）違反

労働安全衛生法施行令第20条第11号、労働安全衛生規則第41条

指導後の会社の取組

- 無資格者にはフォークリフトを運転させないよう安全教育を徹底した。
- 複数の労働者にフォークリフトの資格を取得させ、有資格者が不在とならない体制を構築した。



技能実習生 安全衛生対策 マニュアル

建設職種



外国人技能実習機構

目次

I はじめに	
1 外国人入国者数の推移	2
2 「技能実習 2 号」への技能実習生移行者数	3
3 技能実習制度の仕組み	4
4 建設関係の移行対象職種・作業	5
II 実習実施者が留意すべき事項編	
1 法令の遵守	6
2 災害防止の観点からの環境の整備	6
3 より効果的な教育を行うための工夫と 積極的なコミュニケーションの確保	7
4 安全衛生教育を行う際の留意点	7
5 現場での留意点	8
6 その他配慮すべきこと	9
III 監理団体が留意すべき事項編	
1 監理団体の役割	10
2 普段からのコミュニケーション確保	10
3 入国後講習で配慮すべきこと	10
4 時宜に応じた随時の支援・情報提供等	11
5 的確な監査の実施	11
IV 遵守すべき法令等	
1 基本的法令等の理解と遵守	13
2 建設現場における主な作業と安全対策	14
3 建設現場における健康確保	23
(1) 熱中症対策	23
(2) 化学物質対策	25
(3) 石綿対策	27
(4) 粉じん対策	27
(5) 一酸化炭素中毒対策	27
(6) 酸欠等対策	28
(7) 健康診断及び健康確保対策等	28
4 労働災害が発生した場合は	31
V 参考資料	
資料 1 建設業における労働災害発生状況	34
資料 2 外国人技能実習生に係る災害事例	35
資料 3 技能実習生の皆さんに守ってもらいたい基本的な事項	37
資料 4 各種災害事例と技能実習生の皆さんに特に気を付けて もらいたいこと	38
資料 5 安全標識	44

資料 4 各種災害事例と技能実習生の皆さんに特に気を付けてもらいたいこと

【4-1】転落

雨が降り足場が濡れていたことから、足を滑らせ踏み外してしまい、転落した。

・安全対策の問題点

- 足場の作業床に下の棧が設けられていないこと。
- 大雨等の悪天候又は足場の組立て、変更の後における点検が不十分であったこと。

・実習実施者の対策

- 足場の墜落防止用の措置を行う。(下の棧、幅木、手すり枠の設置、安全帯の使用の徹底)
- 大雨等の悪天候又は足場の組立て、変更の後、あるいは作業開始前における点検において墜落防止設備が確実に設けられていることを確認すること。



・技能実習生の皆さんに特に気を付けてもらいたいこと

- 作業場は屋外ですから、雨で濡れていたり、風でメッシュシートが外れていたり、様々な状況があります。特に高い場所や細い尖った部材の傍で転倒すると大きな事故につながります。十分に注意しましょう。
- 高い場所での移動時には可能な限り安全帯を使用しましょう。
- 手すり等がないところには近づかないようにしましょう。
- 作業床の開口部には注意しましょう。

【4-2】墜落

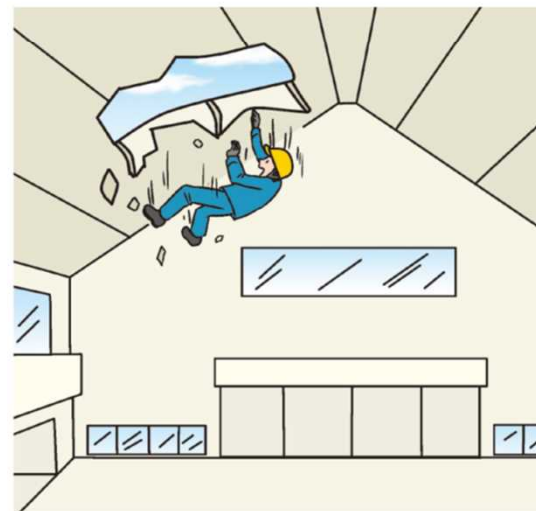
スレート屋根の改修作業を行うため、屋根の上に乗ったところ、足元のスレートが割れ、墜落した。

・安全対策の問題点

- 踏み抜きの危険のある屋根に上がったこと。
- 幅30センチメートル以上の歩み板を設け、防網を設けていなかったこと。

・実習実施者の対策

- 安全対策を講じるまで踏み抜きの危険のある屋根に立ち入らせないこと。
- 幅30センチメートル以上の歩み板を設け、防網を設けること。



・技能実習生の皆さんに特に気を付けてもらいたいこと

- スレートやガラスの天井上は、一見安全のように見えますが、身体の重量をかけると割れて墜落する恐れがあります。そういう災害も多く発生しています。作業する場合は、必ず踏み板を使用し、その上以外には行かないなど、作業指示を守ってください。
- 濡れた瓦の上もとても滑りやすいので、気を付けましょう。

【4-3】飛来落下

クレーンでH鋼材を吊り上げ、トラックの荷台に移す作業を行っていたところ、吊り荷を吊っていた玉掛け用ワイヤーロープが破断し、吊っていたH鋼材が落下し、接触しそうになった。

・安全対策の問題点

- ワイヤーロープの点検を行っていなかった。
- つり荷の下付近に立ち入っていた。

・実習実施者の対策

- ワイヤーロープは、素線切れなど損傷の有無を作業開始前に点検し、正常に使用できるか十分確認してから使用すること。損傷の著しい不適切な用具は使用できないように処理すること。
- 玉掛け作業は、能力に応じて特別教育又は技能講習修了者が行うこと。
- つり上げ荷重の制限重量を関係者に周知徹底すること。
- 荷の吊り上げ作業においては、吊り荷の落下・転倒の恐れのある範囲に人を立ち入らせないこと。



・技能実習生の皆さんに特に気を付けてもらいたいこと

- 損傷のあるワイヤーロープは使用しない、荷の下には絶対に入らないを守ってください。

【4-4】はさまれ

車両系建設機械のアタッチメントの交換作業を行っていたところ、アタッチメントが動き、アタッチメントとシリンダーの隙間に指が挟まれた。

・安全対策の問題点

- アタッチメントが動かないような固定措置が行われていなかった。

・実習実施者の対策

- アタッチメントの交換作業（装着、取り外し）を行うに当たり、アタッチメントが作業中に動かないよう、交換用架台を使用したり、平らな面で作業する等不安定な状態で作業を行わない。



・技能実習生の皆さんに特に気を付けてもらいたいこと

- 作業手順を守りましょう。

【4-5】激突され

通行していたところ、ドラグ・ショベルのオペレーターの死角に入っていたことから、ドラグ・ショベルが後進した際にキャタピラーと接触した。

・安全対策の問題点

- ドラグ・ショベルの作業範囲内の立入禁止区域が明確にされていなく、誘導員の配置によりドラグ・ショベルの誘導もしていなかった。

・実習実施者の対策

- 運転中のドラグ・ショベルには近づけないようバリケードやロープ等により、立入禁止区域を設ける。また誘導員を設ける。
- ドラグ・ショベルの運転手は、周辺の十分に確認した上で運転する。
- 通行人は、運転中のドラグ・ショベルには近づかない。



・技能実習生の皆さんに特に気を付けてもらいたいこと

- 建設用機械の進行と旋回範囲を確認しましょう。
- 立ち入り禁止の場所には入らないでください。
- 誘導員に従いましょう。

【4-6】熱中症

作業当日の朝、体調がすぐれなかったが、真夏の炎天下の中で道路舗装工事をしていたところ、意識がもうろうとし倒れた。

・安全対策の問題点

- 適度な休憩時間を設けず、また、水分・塩分補給も十分に行っていなかった。

・対策

- 作業開始前に当日の天気予報を確認する、また、作業員の健康状態を確認する。
- 日中の作業時間を減らす等、作業時間を工夫する。
- 日陰を設け、適宜休憩を取れるようにし、水分・塩分を摂取する。

- 作業計画を定め、これに基づき作業する。
- 職長は、作業開始前に各作業者の体調を確認する。

- 日除けを設ける。

- 温・湿度計

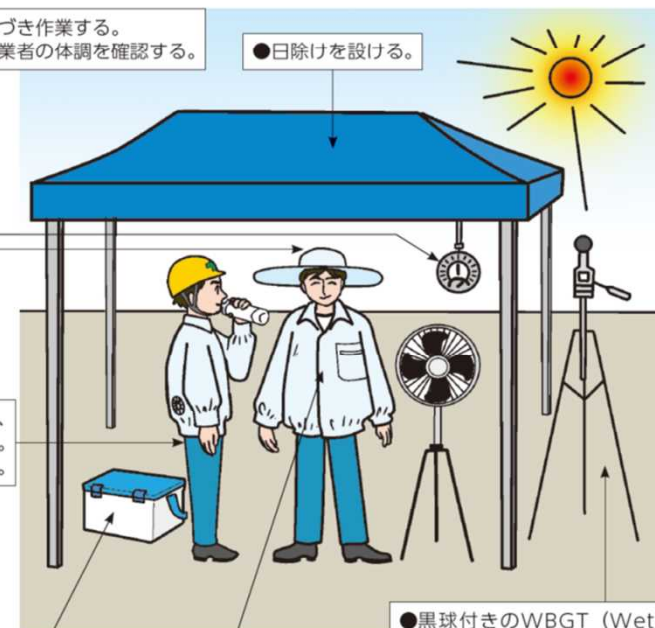
- 日除けのついた保護帽。

- 健康状態が良くない時は、職長など責任者に申し出る。
※なるべく早く医者に行く。

- 適宜、水分や塩分をとる。
●水と塩またはスポーツドリンク等。

- 通気性のよい作業服。
(空調服等)

- 黒球付きのWBGT (Wet-Bulb Globe Temperature: 湿球黒球温度) にて測定し、活用する。



・技能実習生の皆さんに特に気を付けてもらいたいこと

- 体調が悪いときは無理をせず、必ず申し出ましょう。

技能実習制度の適正化及び技能実習生の保護に係る取組

1 制度の適正化（実地検査及び行政処分等）

- ・ 外国人技能実習機構による監理団体及び実習実施者に対する実地検査の実施。
- ・ 技能実習法違反を認めた場合、改善に向け厳格に指導。
- ・ 違反の態様が悪質な場合、主務大臣等が監理団体の許可取消等や技能実習計画の認定取消等を実施。
- ・ 許可・認定が取り消された場合、取消日から5年間は許可・認定申請は不可（欠格事由）。

2 技能実習生の保護（技能実習生への相談援助）

- ・ 母国語による通報・相談窓口（8カ国語）の整備。
 - ①「技能実習SOS・緊急相談専用窓口」の開設（暴行・脅迫等の緊急案件を迅速に把握の上、技能実習の一時保護及び実習実施者等への指導を一体的に実施する体制を構築（令和3年度新設））。
 - ②「Facebook Messenger」による音声相談対応を開始（インドネシア語・ミャンマー語、令和3年度新設。）
- ・ 実習継続が困難な場合の実習先変更支援体制の整備。

3 送出国との連携（二国間取決め（MOC）による不適正な送出機関の通報等）

- ・ MOCは技能実習制度の適切な実施のため、送出国との間で協力の枠組みを定めたもの。
※計14か国と作成（ベトナム、カンボジア、インド、フィリピン、ラオス、モンゴル、バングラデシュ、スリランカ、ミャンマー、ブータン、ウズベキスタン、パキスタン、タイ、インドネシア）。
- ・ 保証金の徴収等の送出機関の不適切行為を把握した場合、MOCに基づき相手国へ通報。
相手国政府による調査、指導、送出機関の認定取消等の対応を求める。
- ・ 昨年（令和3年）8月、失踪者の発生が著しい送出機関からの技能実習生の新規受入れ停止措置を開始。ベトナムの5送出機関からの新規受入れ停止措置を講じている。

制度適正化及び技能実習生の保護に向けた取組状況(1) 資料2-14

1 適正な技能実習の実施を確保するため、機構による実地検査を実施

項目	取組状況
実地検査	○外国人技能実習機構では監理団体は年1回、実習実施者は3年1回の実地検査を実施
体制強化	○外国人技能実習機構の人員を増加 346名(平成30年度) → 587名(令和元年度)

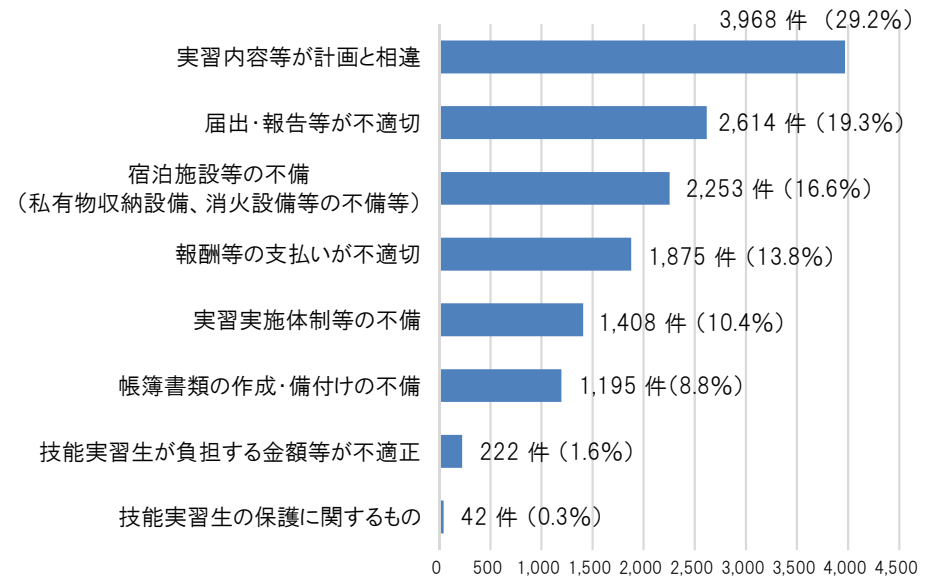
2 法違反が認められた場合、機構が改善に向けた指導を行い、改善状況を確認。
悪質な事案については、主務省庁による行政処分等の対象。

○外国人技能実習機構による実地検査状況(令和3年4月～令和4年3月)

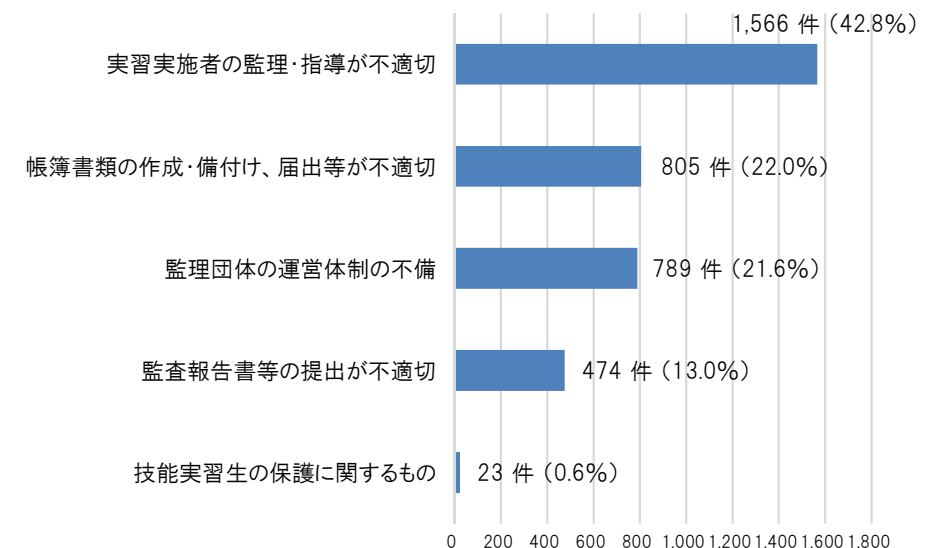
	監理団体	実習実施者	合計
検査数	4,162	24,105	28,267
違反者数 (検査数に占める割合)	2,056 (49.4%)	8,283 (34.4%)	10,339 (36.6%)
違反件数* (条文数)	3,657件	13,577件	17,234件

*一つの実習実施者又は監理団体について複数の違反が確認される場合があることから、違反が確認された実習実施者又は監理団体の数と違反件数は一致しない。

違反状況(実習実施者)



違反状況(監理団体)



- 適正な技能実習の実施を確保するため、外国人技能実習機構による実地検査を実施。法違反が認められた場合、外国人技能実習機構が改善に向けた指導を行い、改善状況を確認。
悪質な事案については、主務省庁による行政処分等の対象。

○主務省庁による行政処分等の実施状況

	監理団体		実習実施者	
	許可取消	改善命令	認定取消	改善命令
平成30年度	1	0	8 実施者 151計画	1 実施者
令和元年度	4	0	23実施者 244計画	2 実施者
令和2年度	13	2	77実施者 1,001計画	6 実施者
令和3年度	13	10	177実施者 2,080計画	6 実施者
令和4年度 (1月末時点)	9	11	83実施者 1,248計画	0実施者
合計	40	23	368者 4,724計画	15実施者

- ・主務大臣(法務大臣、厚生労働大臣)
- ・出入国在留管理庁長官

事務の委任、
監督

報告

本部事務所 Tel.03-6712-1523(代表)
東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X3階

理事長

(主務大臣が任命)

理事

(3人以内)
(理事長が主務大臣の
認可を受けて任命)

監事

(2人以内)
(主務大臣が任命)

総務部

国際部

指導援助部

技能実習部

地方事務所 全国13か所(本所8か所・支所5か所)

組織形態

- 認可法人(発起人が設立を発起し、主務大臣が設立を認可)

所掌事務

- 技能実習計画の認定
- 監理団体の許可に関する調査
- 実習実施者の届出の受理
- 実習実施者・監理団体に対する報告徴収、実地検査等
 - ・ 監理団体(約3,500団体)への実地検査を年1回実施
 - ・ 実習実施者(約63,000社)への実地検査を実施(3年間で全数を網羅)
- 技能実習に関する各種報告(監理団体からの監査報告、技能実習実施困難時の報告、実習実施者からの実施状況報告等)の受理
- 技能実習生の相談対応・援助・保護
- 技能実習に関する調査・研究

地方事務所 全国13か所(本所8か所・支所5か所)

名称	所在地・連絡先		担当地区
札幌事務所	〒060-0034 北海道札幌市中央区北4条東2-8-2 マルイト北4条ビル5階	Tel.011-596-6470	北海道
仙台事務所	〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町1-2-1 仙台フコク生命ビル6階	Tel.022-399-6326	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
東京事務所	〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2-7-2 アーバンセンター神田須田町7階	Tel.03-6433-9211	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、山梨県
水戸支所	〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-40 朝日生命水戸ビル3階	Tel.029-350-8852	茨城県
長野支所	〒380-0825 長野県長野市南長野末広町1361 ナカジマ会館ビル6階	Tel.026-217-3556	新潟県、長野県
名古屋事務所	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-15-32 日建・住生ビル5階	Tel.052-684-8402	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
富山支所	〒930-0004 富山県富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル12階	Tel.076-471-8564	富山県、石川県、福井県
大阪事務所	〒541-0043 大阪府大阪市中心区高麗橋4-2-16 大阪朝日生命館3階	Tel.06-6210-3351	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
広島事務所	〒730-0051 広島県広島市中区大手町3-1-9 広島鯉城通りビル3階	Tel.082-207-3123	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県
高松事務所	〒760-0023 香川県高松市寿町2-2-10 高松寿町プライムビル7階	Tel.087-802-5850	徳島県、香川県
松山支所	〒790-0003 愛媛県松山市三番町7-1-21 ジブラルタ生命松山ビル2階	Tel.089-909-4110	愛媛県、高知県
福岡事務所	〒812-0029 福岡県福岡市博多区古門戸町1-1 日刊工業新聞社西部支社ビル7階	Tel.092-710-4070	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、 沖縄県
熊本支所	〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町1-7 MY熊本ビル2階	Tel.096-223-5372	熊本県、宮崎県、鹿児島県

令和5年〇月〇日

別記団体の長あて

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課
厚生労働省人材育成担当参事官室
外国人技能実習機構

建設業における技能実習制度の適正な運営の推進について（要請）

技能実習制度においては、制度の適正運営を担保する観点から、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）に基づき、実習実施者等（事業者）に対し、定期的又は臨時的に、国又は外国人技能実習機構（以下併せて「機構等」という。）の職員が実地による検査を行うこととしております。

また、団体監理型技能実習については、実習監理を行う監理団体が、傘下の実習実施者に対して実地による監査を実施する義務があります。

令和2年度における建設業の実習実施者数は、24,711者（全体の37.0%）、職種別の認定件数（技能実習を行う技能実習生数と同じ。）も57,767件（全体の22.5%）と、業種・職種別でそれぞれ最も多くなっております。

しかしながら、団体監理型技能実習が行われている建設現場においては、安全確保等を理由として、機構等による検査や監理団体による監査の際に作業現場への入構が拒否される事例が相当程度見られる状況になっております。

このような状況を踏まえ、建設業元請事業者におかれましては、建設業における適正な外国人技能実習制度の運営を図るため、機構等による検査及び監理団体による監査のための作業現場への入構等について、御理解、御協力賜りますようお願い申し上げます。

また、機構による検査や監理団体による監査に際して、元請事業者にご協力いただきたい事項の具体的内容や、技能実習制度の適正な運営のために実施していただきたい事項を下記に記載しておりますので、併せて御協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、本要請につきましては、国土交通省と協議済であることを申し添えます。

記

1 機構等の検査や監理団体の監査に際して御協力いただきたい事項

(1) 技能実習生の作業状況の確認

技能実習に際しては、技能実習生ごとに「技能実習の実施に関する計画」（以下「技能実習計画」という。）について外国人技能実習機構の認定を受けることとされており、検査や監査においては認定された技能実習計画どおりに技能実習が行われているかを確認する必要があります。このため、技能実習生が実際に作業を行っている状況が確認できる場所への立入りについて、特段の事情がある場合を除き、御対応いただきますようお願いいたします。

(2) ヒアリングや書面調査を行う場所の確保

検査や監査に際しては、技能実習生本人や技能実習を行わせる者（以下「実習実施者」という。）において選任されている技能実習責任者等から技能実習状況等についてのヒアリングを行う必要があります。また、実習実施者に作成が義務付けられている各種帳簿書面の内容を確認する場合もあります。このため、ヒアリング等を行う場所の確保について、可能な範囲内での御協力をお願いいたします。

(3) 現場代理人等へのヒアリング

日々の技能実習状況を適切に把握・確認するためには、技能実習責任者等のみならず、現場の状況を最も把握している元請事業者の現場代理人等の方々からも技能実習生の入構状況や作業状況等に係るヒアリングを行うことがあります。その際には、機構等の職員によるヒアリングの実施に御協力をお願いいたします。

2 建設業における諸問題と元請事業者にご留意いただきたい事項

(1) 趣旨

建設業においては、技能実習の実施に際し、①複数の現場を請け負っていることなどを要因とした技能実習を行わせる体制の不備、②実習実施者以外の下請事業者への技能実習生の違法な派遣等、③実習実施者と技

能実習生のコミュニケーション不足等を原因とした人権侵害行為（特に暴力行為を含むパワーハラスメント等）などの課題が相当程度見受けられるところです。

技能実習法においては、建設業元請事業者の下請事業者に対する指導・指示義務は課せられておりませんが、上記のような建設業における諸問題の予防・解決のため、日々の業務実施に係る点検等の際、以下の事項に御留意いただきますようお願いいたします。

（２）御留意いただきたい事項

- 技能実習指導員等による技能実習生への指導状況
- 実習実施者の名称や技能実習生の氏名について、実際に現場に入場している下請事業者の名称や作業員の氏名と相違がないか
- 実習実施者以外の関係請負人の作業員も含めて、技能実習生等への人権侵害行為が発生していないか

※パワーハラスメント等の防止に関しては、事実確認のみならず、意識啓発のための講習会などを行っていただくことも有効です。

（３）その他

技能実習生に係る労働災害防止に向け、各種保護具が日本人労働者と同様に配布され、適切に着用できるようになされているかについての指導も併せて行っていただきますようお願いいたします。

外国人技能実習機構について

外国人技能実習機構(以下「機構」という。)は、技能実習法に基づき法務大臣及び厚生労働大臣の認可を受けて、平成29年1月に設立された認可法人です。

機構は、本部事務所を東京に置き、全国13カ所の地方事務所・支所において、法令に基づき監理団体及び実習実施者に対する実地検査等の業務を行っています。

実習実施者に対しては、3年に1回程度の頻度で定期的に実地検査を行っており、認定計画に従って技能実習が行われているかなどについて確認しています。

詳しくは機構ホームページでご確認ください。

<https://www.otit.go.jp/>

● お問い合わせ先

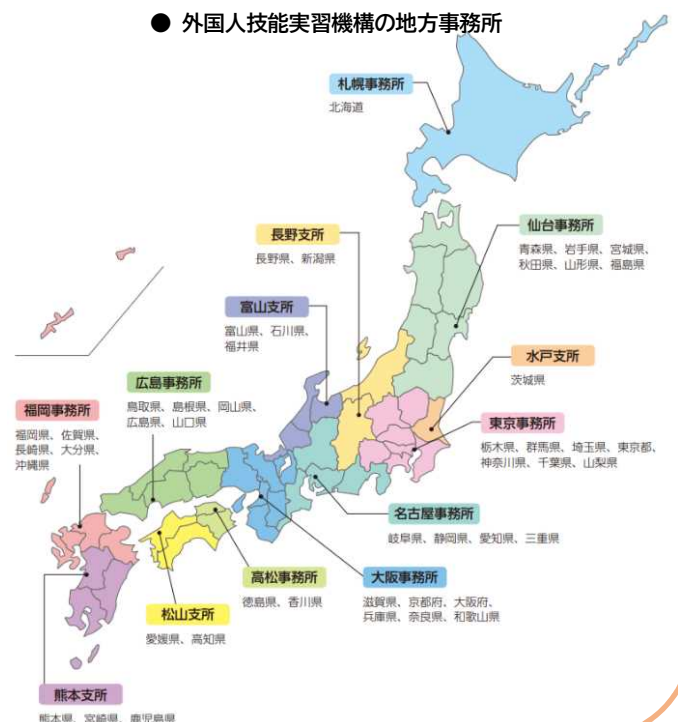
外国人技能実習機構

03-6712-1523(代表)

機構 HP



● 外国人技能実習機構の地方事務所



別記

全国中小企業団体中央会

- (一社) 日本建設業連合会
- (一社) 全国建設業協会
- (一社) 全国中小建設業協会
- (一社) 建設産業専門団体連合会
- (一社) 日本型枠工事業協会
- (一社) 日本鳶工業連合会
- (一社) 日本建設躯体工事業団体連合会
- (一社) 日本機械土工協会
- (公社) 全国鉄筋工事協会

日本建設インテリア事業協同組合連合会

日本室内装飾事業協同組合連合会

- (一社) 全国建設室内工事業協会
- (一社) 全国管工事業協同組合連合会
- (一社) 日本空調衛生工事業協会
- (一社) 日本建設機械施工協会
- (一社) 日本塗装工業会
- (一社) 日本左官業組合連合会
- (一社) 日本サッシ協会
- (一社) 日本電設工業協会
- (一社) 日本道路建設業協会
- (一社) 鉄骨建設業協会
- (一社) 日本橋梁建設協会
- (一社) プレハブ建築協会
- (一社) 全国さく井協会
- (一社) 日本タイル煉瓦工事工業会

全国板金工業組合連合会

- (一社) 全国建設産業協会
- (一社) 全国クレーン建設業協会
- (一社) 日本造園建設業協会
- (一社) 日本冷凍空調設備工業連合会
- (一社) 全国中小建設工事業団体連合会
- (一社) 日本シャッター・ドア協会

(一社) カーテンウォール・防火開口部協会
(一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会
全国建具組合連合会
(一社) 日本保温保冷工業協会
全国基礎工業協同組合連合会
(一社) 日本海上起重技術協会
(一社) 日本造園組合連合会
せんい強化セメント板協会
(一社) 全国防水工事業協会
(一社) 全日本瓦工事業連盟
(一社) 全国ダクト工業団体連合会
(一社) 日本建築大工技能士会
(一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会
(一社) 全国タイル業協会
(一社) 重仮設業協会
(公社) 日本エクステリア建設業協会
(一社) 全国建設業産業団体連合会
(一社) 日本下水道施設業協会
全国圧接業協同組合連合会
(公社) 全国解体工事業団体連合会
(公社) 日本推進技術協会
(一社) 日本ウレタン断熱協会
(一社) 日本配管工事業団体連合会
(一社) 日本トンネル専門工事業協会
(一社) 日本アンカー協会
(一社) 日本ツーバイフォー建築協会
(一社) 日本木造住宅産業協会
(一社) 日本在来工法住宅協会
建設業労働災害防止協会
建設労務安全研究会

外国人技能実習制度の現状と課題について

①技能実習生の失踪の状況等について

令和5年3月 令和4年度 建設分野技能実習に関する事業協議会資料

出入国在留管理庁在留管理支援部
在留管理課
Immigration Services Agency of Japan

1 農業関係（2職種6作業）（28,902人）（人）

職種名	作業名	在留者数
耕種農業● (23,085人)	施設園芸	12,922
	畑作・野菜	9,726
	果樹	437
畜産農業● (5,817人)	豚豚	1,139
	養鶏	1,937
	酪農	2,741

2 漁業関係（2職種10作業）（2,974人）（人）

職種名	作業名	在留者数
漁船漁業● (1,570人)	かつお一本釣り漁業	349
	延縄漁業	69
	いか釣り漁業	177
	まき網漁業	478
	ひき網漁業	263
	刺し網漁業	36
	定置網漁業	144
	かに・えびかご漁業	54
	樺受網漁業△	0
	養殖業●(1,404人)	1,404

3 建設関係（22職種33作業）（72,039人）（人）

職種名	作業名	在留者数
さく井 (382人)	ハーカッション式さく井工事	93
	ロータリー式さく井工事	289
建築板金 (1,679人)	ダクト板金	777
	内外装板金	902
冷凍空調和機器施工 (702人)	冷凍空調和機器施工	702
建具製作 (274人)	木製建具手加工	274
建築大工 (3,850人)	大工工事	3,850
型枠施工 (8,621人)	型枠工事	8,621
鉄筋施工 (8,016人)	鉄筋組立て	8,016
とび (20,429人)	とび	20,429
石材施工 (453人)	石材加工	217
	石張り	236
タイル張り (700人)	タイル張り	700
かわらぶき (476人)	かわらぶき	476
左官 (2,449人)	左官	2,449
配管 (2,999人)	建築配管	2,312
	プラント配管	687
熱絶縁施工 (1,003人)	保温保冷工事	1,003
内装仕上げ施工 (3,959人)	プラスチック系床仕上げ工事	314
	カーベット系床仕上げ工事	138
	鋼製下地工事	533
ボード仕上げ工事	ボード仕上げ工事	2,354
	カーテン工事	620
サッシ施工 (388人)	ビル用サッシ施工	388
防水施工 (2,702人)	シーリング防水工事	2,702
コンクリート圧送施工 (730人)	コンクリート圧送工事	730
ウェルポイント施工 (58人)	ウェルポイント工事	58
表装 (572人)	壁装	572
建設機械施工● (11,426人)	押土・整地	466
	積み込み	655
	掘削	7,565
締固め	締固め	2,740
	築炉	171

4 食品製造関係（11職種18作業）（63,471人）（人）

職種名	作業名	在留者数
缶詰巻締● (536人)	缶詰巻締	536
食鳥処理加工業● (3,779人)	食鳥処理加工	3,779
加熱性水産加工食品製造業● (5,362人)	節類製造	356
	加熱乾製品製造	811
	調味加工品製造	4,109
	くん製品製造	86

4 食品製造関係（11職種18作業）（続き）（人）

職種名	作業名	在留者数
非加熱性水産加工食品製造業● (10,381人)	塩蔵品製造	6,306
	乾製品製造	2,052
	発酵食品製造	1,165
	調理加工品製造	127
	生食用加工品製造	731
水産練り製品製造 (1,205人)	かまぼこ製品製造	1,205
	牛豚食肉処理加工業● (2,304人)	2,304
ハム・ソーセージ・ベーコン製造 (2,325人)	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	2,325
パン製造 (4,393人)	パン製造	4,393
そう菜製造業● (31,341人)	そう菜加工	31,341
農産物漬物製造業●△ (440人)	農産物漬物製造	440
医療・福祉施設給食製造●△ (1,405人)	医療・福祉施設給食製造	1,405

5 繊維・衣服関係（13職種22作業）（18,279人）（人）

職種名	作業名	在留者数
紡績運転● (402人)	前紡工程	35
	精紡工程	124
	巻糸工程	19
	合ねん糸工程	224
	準備工程	93
繊維運転● (804人)	製織工程	684
	仕上工程	27
染色 (492人)	糸浸染	142
	織物・ニット浸染	350
ニット製品製造 (288人)	靴下製造	194
	丸編みニット製造	94
たて編ニット生地製造● (144人)	たて編ニット生地製造	144
婦人子供服製造 (12,093人)	婦人子供既製服縫製	12,093
紳士服製造 (809人)	紳士既製服縫製	809
下着類製造● (620人)	下着類製造	620
寝具製作 (383人)	寝具製作	383
カーベット製造●△ (142人)	織じゅうたん製造	1
	タフテッドカーベット製造	34
ニードルパンチカーベット製造	ニードルパンチカーベット製造	107
	帆布製品製造	715
布はく縫製 (179人)	ワイシャツ製造	179
座席シート縫製● (1,208人)	自動車シート縫製	1,208

6 機械・金属関係（15職種29作業）（49,692人）（人）

職種名	作業名	在留者数
鑄造 (2,990人)	鑄鉄鑄物鑄造	2,033
	非鉄金属鑄物鑄造	957
鍛造 (352人)	ハンマ型鍛造	63
	プレス型鍛造	289
ダイカスト (1,412人)	ホットチャンパダイカスト	113
	ゴールドチャンパダイカスト	1,299
機械加工 (9,337人)	普通旋盤	2,596
	フライス盤	1,789
金属プレス加工 (7,576人)	数値制御旋盤	3,024
	マシニングセンタ	1,928
鉄工 (3,858人)	金属プレス	7,576
工場板金 (3,096人)	構造物鉄工	3,858
めっき (2,488人)	機械板金	3,096
	電気めっき	2,025
アルミニウム陽極酸化処理 (367人)	溶融亜鉛めっき	463
	陽極酸化処理	367
仕上げ (1,975人)	治工具仕上げ	279
	金型仕上げ	300
	機械組立仕上げ	1,396

6 機械・金属関係（15職種29作業）（続き）（人）

職種名	作業名	在留者数
機械検査 (5,003人)	機械検査	5,003
	機械系保全	1,921
	電子機器組立て	6,564
	回転電機組立て	385
	変圧器組立て	72
	配電盤・制御盤組立て	890
	開閉制御器具組立て	299
電気機器組立て (1,822人)	回転電機巻線製作	176
	プリント配線板設計	30
プリント配線板製造 (931人)	プリント配線板製造	901

7 その他（20職種37作業）（88,374人）（人）

職種名	作業名	在留者数
家具製作 (1,837人)	家具手加工	1,837
	オフセット印刷	1,100
印刷 (1,235人)	グラビア印刷●△	135
	製本	1,628
プラスチック成形 (15,904人)	圧縮成形	1,374
	射出成形	13,053
	インフレーション成形	528
	フロー成形	949
強化プラスチック成形 (685人)	手積み積層成形	685
	建築塗装	2,686
	金属塗装	4,481
	鋼橋塗装	389
溶接● (17,710人)	噴霧塗装	2,995
	手溶接	2,679
工業包装 (10,580人)	半自動溶接	15,031
	工業包装	10,580
紙器・段ボール箱製造 (1,770人)	印刷箱打抜き	360
	印刷箱製箱	375
貼箱製造	貼箱製造	186
	段ボール箱製造	849
陶磁器工業製品製造● (167人)	機械ろくろ成形	37
	圧力鋳込み成形	27
自動車整備● (3,741人)	バッド印刷	103
	自動車整備	3,741
ビルクリーニング (4,717人)	ビルクリーニング	4,717
介護● (15,011人)	介護	15,011
リネンサプライ●△ (1,455人)	リネンサプライ仕上げ	1,455
	コンクリート製品製造	712
コンクリート製品製造● (712人)	接客・衛生管理	347
宿泊●△ (347人)	RPF製造	38
RPF製造● (38人)	軌道保守整備	3
鉄道施設保守整備● (3人)	成形加工	239
	押出し加工	31
ゴム製品製造●△ (283人)	押出し加工	31
	混練り圧延加工	13
複合積層加工	複合積層加工	0
	走行装置検修・解き装	0
鉄道車両整備● (0人)	空気装置検修・解き装	0
		0

8 主務大臣が告示で定める職種（社内検定型の職種・作業（1職種3作業））（0人）（人）

職種名	作業名	在留者数
空港グラウンドハンドリング● (0人)	航空機地上支援	0
	航空貨物取扱	0
	客室清掃△	0

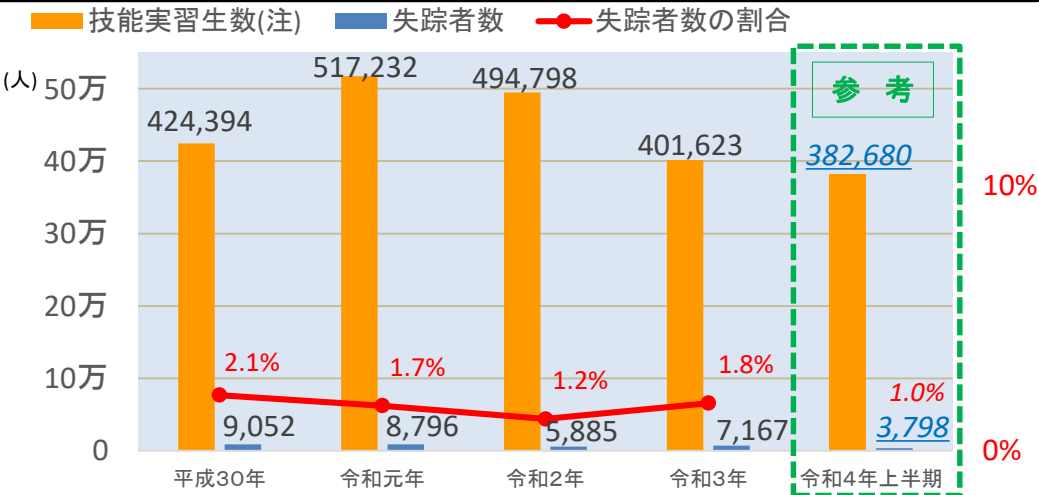
9 その他非移行対象職種等（3,958人）

（注1）項目ごとに付している括弧内の人数は、各項目別の在留者数。（注2）職種・作業別の在留者数は、令和4年6月末時点の速報値である。（注3）職種・作業の項目は令和4年4月25日時点。（注4）●の職種：技能実習評価試験に係る職種。（注5）△のない職種・作業は3号まで実習可能。

失踪技能実習生を減少させるための施策

1 失踪の主な原因

- ◇ 賃金等の不払いなど、実習実施者側の不適正な取扱い
- ◇ 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情



(注) 技能実習生数は、前年末の在留技能実習生と当年に新規入国した技能実習生の合計人数

2 これまでの取組

- ◇ 平成29年11月に施行された技能実習法の下、外国人技能実習機構による適正化に向けた各種取組
 - ・ 技能実習計画の認定制
 - ・ 定期的な実地検査
 - ・ 二国間取決めによる送出しの適正化
 - ・ 違約金の定めなどの不適正な契約を認知した場合は、監理団体の許可を取り消し、送出国政府に通報するなど厳正に対処
- ◇ 法務省技能実習PTによる制度の適正化に向けた検討(PTにおける主な指摘事項)
 - ・ 失踪等事案の届出受理後の初動対応強化
 - ・ 二国間取決めや省令改正、在留カード番号等の活用などによる制度の適正化の一層の推進
 - ・ 技能実習生に対する支援・保護の強化

3 失踪防止に向けた主な施策

① 不適切な監理団体・実習実施者等を制度に関与させないための施策

- ・ 失踪者を出した送出機関・監理団体・実習実施者に対し、帰責性等を踏まえて技能実習生の新規受入れを停止
- ・ 相手国におけるブローカー対策を促すなど、二国間取決めに基づく対応の強化

② 実習中の技能実習生を失踪させないための施策

- ・ 失踪技能実習生を雇用した企業の刑事告発及び公表
- ・ 特定技能の調査に併せて、技能実習生からも処遇状況(賃金等支払状況や人権侵害の有無)についてヒアリング

③ 失踪した技能実習生の不法就労を防止する施策

- ・ 失踪をさせた企業から失踪先等に係る情報収集の強化
- ・ 在留カード番号等を活用した不法就労等の摘発強化
- ・ 失踪技能実習生の在留資格取消しの強化
- ・ 失踪技能実習生に係る情報の関係省庁との共有

④ その他

- ・ 失踪・死亡事案発生時の速やかな実地検査等の実施
- ・ 制度の厳格化について入管庁から監理団体に対して直接周知

※上記①～④の施策の実施に併せて、技能実習生に対する支援制度の周知徹底も行う。

職種別・技能実習生失踪者数(平成30年)

	番号	職種	人数
農業関係	1	耕種農	1,142
	2	畜産農	200
		小計	1,342
漁業関係	3	漁業	16
	4	養殖業	120
		小計	136
建設関係	5	土木建築	8
	6	建築板金	32
	7	冷凍空調機器施工	23
	8	建築製作用	8
	9	建築大工	143
	10	型枠施工	525
	11	鉄筋施工	412
	12	とび	1,389
	13	石材施工	16
	14	タイル張り	36
	15	かわらぶき	30
	16	左官	125
	17	配管	126
	18	熱絶縁施工	19
	19	内装仕上り	155
	20	サッシ施工	14
	21	防水施工	158
	22	コンクリート圧送	43
	23	ウエルポイント施工	0
	24	表装	21
	25	建設機械施工	332
	26	築炉	0
		小計	3,615
食品製造関係	27	缶詰巻締	6
	28	食鳥処理加工	58
	29	加熱性水産加工食品製造	177
	30	非加熱性水産加工食品製造	287
	31	水産練り製品製造	10
	32	牛豚食肉処理加工	54
	33	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	33
	34	パン製	25
	35	そう菜製造	211
		小計	861
繊維・衣服関係	36	紡績運転	21
	37	織布運転	27
	38	染色	13
	39	ニット製品製造	7
	40	たて編ニット生地製造	2
	41	婦人子供服製造	504
	42	紳士服製造	28
	43	下着類製	4
	44	寝具製作	7
	45	力一ベッ ト製	3
	46	帆布製品製	45
	47	布はく縫製	7
	48	座席シート縫製	21
		小計	689
機械・金属関係	49	鋳造	59
	50	鍛造	3
	51	ダイカスト	12
	52	機械加工	107
	53	金属プレス加工	124
	54	鉄工	82
	55	工場板金	22
	56	めっき	23
	57	アルミニウム陽極酸化処理	1
	58	仕上り	23
	59	機械検査	31
	60	機械保全	41
	61	電子機器組立て	94
	62	電気機器組立て	8
	63	プリント配線板製造	4
		小計	634
その他	64	家具製作	37
	65	印刷	18
	66	製本	23
	67	プラスチック成形	155
	68	強化プラスチック成形	13
	69	塗装	300
	70	溶接	405
	71	工業包装	137
	72	紙器・段ボール箱製造	15
	73	陶磁器工業製品製造	2
	74	自動車整備	16
	75	ビルクリーニング	36
		小計	1,157
非移行対象職種	76	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	618
		合計	9,052

職種別・技能実習生失踪者数(令和元年)

	番号	職種	人数
農業関係	1	耕種業	924
	2	畜産業	208
	小計		1,132
漁業関係	3	漁船業	15
	4	養殖業	97
	小計		112
建設関係	5	さく井	6
	6	建築板金	39
	7	冷凍空調機器施工	23
	8	建築器具製作	13
	9	建築大工	144
	10	型枠施工	487
	11	鉄筋施工	371
	12	とび	1,420
	13	石材施工	16
	14	タイル張り	43
	15	かわらぶき	22
	16	左官	100
	17	配管	138
	18	熱絶縁施工	15
	19	内装仕上げ施工	137
	20	サッシ施工	15
	21	防水施工	147
	22	コンクリート圧送施工	47
	23	ウエルポインツ施工	0
	24	表装	23
	25	建設機械施工	386
	26	築炉	0
	小計		3,592
食品製造関係	27	缶詰巻締	6
	28	食鳥処理加工業	51
	29	加熱性水産加工食品製造業	155
	30	非加熱性水産加工食品製造業	257
	31	水産練り製品製造業	25
	32	牛豚食肉処理加工業	46
	33	ハム・ソーセージ・ベーコン製造業	29
	34	パン製	40
	35	そう菜製	276
	36	農産物漬物製	5
	小計		890
繊維・衣服関係	37	紡績運転	15
	38	織布運	22
	39	染色	11
	40	ニット製品製造	5
	41	たて編ニット生地製	4
	42	婦人子供服製	397
	43	紳士服製	25
	44	下着類製	9
	45	寝具製	18
	46	カーベット製	3
	47	帆布製品製	19
	48	布はく縫製	7
	49	座席シート縫製	21
	小計		556
機械・金属関係	50	鋳造	57
	51	鍛造	0
	52	ダイカスト	15
	53	機械加工	156
	54	金属プレス加工	115
	55	鉄工	77
	56	工場板金	45
	57	めっき	35
	58	アルミニウム陽極酸化処理	5
	59	仕上	29
	60	機械検査	30
	61	機械保全	38
	62	電子機器組立て	116
	63	電気機器組立て	20
	64	プリント配線板製造	3
	小計		741
その他	65	家具製作	42
	66	印刷	22
	67	製本	20
	68	プラスチック成形	186
	69	強化プラスチック成形	16
	70	塗装	318
	71	溶接	416
	72	工業包装	108
	73	紙器・段ボール箱製造	26
	74	陶磁器工業製品製造	5
	75	自動車整備	33
	76	ビルクリーニング	37
	77	介護	3
	78	リネンサブライ	20
	小計		1,252
非移行対象職種	79	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	521
合計			8,796

職種別・技能実習生失踪者数(令和2年)

	番号	職種	人数
農業関係	1	耕種業	544
	2	畜産業	101
		小計	645
漁業関係	3	漁船業	8
	4	養殖業	54
		小計	62
建設関係	5	さく井	5
	6	建築板金	44
	7	冷凍空調調和機器施工	17
	8	建築器具製作	3
	9	建築大工	126
	10	型枠施工	312
	11	鉄筋施工	313
	12	とび	979
	13	石材施工	16
	14	タイル張り	26
	15	かわらぶき	22
	16	左官	82
	17	配管	110
	18	熱絶縁施工	11
	19	内装仕上げ施工	131
	20	サッシ施工	13
	21	防水施工	106
	22	コンクリート圧送施工	34
	23	ウエルボイント施工	0
	24	表装	14
	25	建設機械施工	322
	26	築炉	7
		小計	2,693
食品製造関係	27	缶詰加工業	6
	28	食鳥処理加工業	30
	29	加熱性水産加工食品製造業	60
	30	非加熱性水産加工食品製造業	147
	31	水産練り製品製造業	16
	32	牛豚食肉処理加工業	29
	33	ハム・ソーセージ・ベーコン製造業	20
	34	パン製造業	16
	35	そうめん製造業	180
	36	農産物漬物製造業	3
	37	医療・福祉施設給食製造業	0
		小計	507
繊維・衣服関係	38	紡績運転	18
	39	織布運転	20
	40	染色	10
	41	ニット製品製造	14
	42	たて編ニット生地製造	4
	43	婦人子供服製造	249
	44	紳士服製造	18
	45	下着類製造	4
	46	寝具製作	2
	47	カーベット製造	1
	48	帆布製品製造	14
	49	布はく縫製	4
	50	座席シート縫製	23
		小計	381
機械・金属関係	51	鋳造	36
	52	鍛造	0
	53	ダイカスト	9
	54	機械加工	78
	55	金属プレス加工	71
	56	鉄工	58
	57	工場板金	29
	58	めっき	15
	59	アルミニウム陽極酸化処理	4
	60	仕上げ	17
	61	機械検査	32
	62	機械保全	23
	63	電子機器組立て	59
	64	電気機器組立て	16
	65	プリント配線板製造	7
		小計	454
その他	66	家具製作	23
	67	印刷	9
	68	製本	11
	69	ブラスタチック成形	114
	70	強化プラスチック成形	8
	71	塗装	212
	72	溶接	281
	73	工業包装	101
	74	紙器・段ボール箱製造	30
	75	陶磁器工業製品製造	6
	76	自動車整備	27
	77	ビルクリーニング	53
	78	介護	7
	79	リネンサブライ	17
	80	コンクリート製品製造	0
	81	宿泊	0
		小計	899
社内検定型	82	空港グランドハンドリング	0
非移行対象職種	83	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	244
		合計	5,885

職種別・技能実習生失踪者数(令和3年)

	番号	職種	人数
農業関係	1	耕種業	587
	2	畜産業	91
		小計	678
漁業関係	3	漁業	5
	4	養殖業	50
		小計	55
建設関係	5	土木建築業	10
	6	建築板金工	60
	7	冷凍空調機器施工	25
	8	建築製作用	6
	9	建築大工	157
	10	型枠施工	477
	11	鉄筋施工	394
	12	とび	1,527
	13	石材施工	18
	14	タイル張り	32
	15	かわらぶき	26
	16	左官	94
	17	配管工	125
	18	熱絶縁施工	28
	19	内装仕上げ施工	165
	20	サッシ施工	15
	21	防水施工	149
	22	コンクリート圧送施工	40
	23	ウエルポイント施工	2
	24	表装	26
	25	建設機械施工	453
	26	築炉	9
		小計	3,838
食品製造関係	27	缶詰巻締業	9
	28	食鳥処理加工業	29
	29	加熱性水産加工食品製造業	70
	30	非加熱性水産加工食品製造業	144
	31	水産練り製品製造業	11
	32	牛豚食肉処理加工業	19
	33	ハム・ソーセージ・ベーコン製造業	11
	34	パウン製菓業	21
	35	そう菜製菓業	175
	36	農産物漬物製菓業	3
	37	医療・福祉施設給食製造業	6
		小計	498
繊維・衣服関係	38	紡績運転	9
	39	織布運転	24
	40	染色	5
	41	ニット製品製造業	11
	42	たて編ニット生地製造業	3
	43	婦人子供服製造業	277
	44	紳士服製造業	19
	45	下着類製造業	6
	46	寝具製作	7
	47	カーベット製菓業	0
	48	帆布製品製造業	20
	49	布はく縫製業	5
	50	座席シート縫製業	23
		小計	409
機械・金属関係	51	鋳造	44
	52	鍛造	1
	53	ダイカスト	11
	54	機械加工工	73
	55	金属プレス加工工	63
	56	鉄工	84
	57	工場板金	23
	58	めっき	21
	59	アルミニウム陽極酸化処理	1
	60	仕上	25
	61	機械検査	36
	62	機械保全	24
	63	電気機器組立て	38
	64	電気機器組立て	14
	65	プリント配線板製造業	3
		小計	461
その他	66	家具製作	32
	67	印刷	22
	68	製本	8
	69	プラスチック成形	122
	70	強化プラスチック成形	27
	71	塗装	263
	72	溶接	354
	73	工業包装装	132
	74	紙器・段ボール箱製造業	26
	75	陶磁器工業製品製造業	5
	76	自動車整備	43
	77	ビルクリーニング	74
	78	介護	23
	79	リネンサブライマイ	16
	80	コンクリート製品製造業	9
	81	宿泊	0
	82	RPF製菓業	0
	83	鉄道施設保守整備	0
	84	ゴム製品製造業	0
		小計	1,156
社内検定型	85	空港グラウンドハンドリング	0
非移行対象職種	86	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	72
		合計	7,167

技能実習生の職種別失踪者数(令和4年上半期)

資料4-8

	番号	職種	人数
農業関係	1	耕種農	345
	2	畜産農	58
		小計	403
漁業関係	3	漁船漁	2
	4	養殖	25
		小計	27
建設関係	5	さく井	12
	6	建築板金	41
	7	冷凍空気調和機器施工	21
	8	建築器具製作	4
	9	建築大工	69
	10	型枠施工	246
	11	鉄筋施工	165
	12	とび	735
	13	石材施工	8
	14	タイル張り	19
	15	かわらぶき	7
	16	左官	70
	17	配管	82
	18	熱絶縁施工	25
	19	内装仕上げ施工	93
	20	サッシ施工	6
	21	防水施工	51
	22	コンクリート圧送施工	22
	23	ウェルポイント施工	4
	24	表装	18
	25	建設機械施工	313
	26	築炉	5
		小計	2,016
食品製造関係	27	缶詰巻締	6
	28	食鳥処理加工業	10
	29	加熱性水産加工食品製造業	40
	30	非加熱性水産加工食品製造業	56
	31	水産練り製品製造	9
	32	牛豚食肉処理加工業	9
	33	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	8
	34	パン製造	19
	35	そう菜製造業	109
	36	農産物漬物製造業	1
	37	医療・福祉施設給食製造	8
		小計	275
繊維・衣服関係	38	紡績運転	2
	39	織布運転	3
	40	染色	2
	41	ニット製品製造	6
	42	たて編ニット生地製造	1
	43	婦人子供服製造	105
	44	紳士服製造	5
	45	下着類製	7
	46	寝具製作	4
	47	力一ベット製	2
	48	帆布製品製	6
	49	布はく縫製	2
	50	座席シート縫製	16
		小計	161
機械・金属関係	51	鋳造	13
	52	鍛造	0
	53	ダイカスト	6
	54	機械加工	32
	55	金属プレス加工	34
	56	鉄工	54
	57	工場板金	21
	58	めっき	15
	59	アルミニウム陽極酸化処理	2
	60	仕上げ	8
	61	機械検査	12
	62	機械保全	17
	63	電子機器組立て	8
	64	電気機器組立て	13
	65	プリント配線板製造	1
		小計	236
その他	66	家具製作	15
	67	印刷	8
	68	製本	4
	69	プラスチック成形	50
	70	強化プラスチック成形	10
	71	塗装	155
	72	溶接	193
	73	工業包装	82
	74	紙器・段ボール箱製造	15
	75	陶磁器工業製品製造	4
	76	自動車整備	27
	77	ビルクリーニング	57
	78	介護	23
	79	リネンサブライ	10
	80	コンクリート製品製造	15
	81	宿泊	2
	82	RPF製造	0
	83	鉄道施設保守整備	0
	84	ゴム製品製造	0
	85	鉄道車両整備	0
		小計	670
社内検定型	86	空港グランドハンドリング	0
非移行対象職種	87	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	10
合 計			3,798

外国人技能実習生の失踪を発生させないために

失踪の原因

- 賃金等の不払いなど、実習実施側の不適切な取扱い
- 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情

失踪を発生させないために日頃から配慮していただきたいこと

○外国人に対してはあらかじめ業務内容をよく説明し、仕事内容について納得感をもってもらうことが必要です。

雇用契約の締結時には技能実習計画は認定されていませんが、本邦に入国後に従事することとなる実習内容を事前に把握しておくことが望ましいことから、技能実習生に対し予定される技能実習における業務内容や修得等しようとする技能等の内容を説明することが望まれます。

○トラブルを未然に防ぎ、気持ちよく働いてもらうためにも、給料の仕組みや控除の理由を丁寧に説明してください。

技能実習生に対し待遇を説明する際には、技能実習生の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書を提示して説明してください。必要に応じて通訳をつけるなどした上で、内容を詳細に説明し技能実習生の理解を得ることが望ましいと考えられます。その際、賃金については、総支給額のみを説明するのではなく、控除される税金・社会保険料や食費・居住費等を徴収する場合にはその金額や目的、内容等について丁寧に説明してください。

○異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにすることが重要です。相手も自分と同じ価値観や指向だろう、という前提に立たないことが大切です。

○文化等の違いから、指導やアドバイスをしただけのつもりでも、相手に嫌な気持ちをさせてしまうことがあるので、注意をして接するようにしましょう。

技能実習生の指導等に際しては、文化や言語の理解力等の違いなどから指導する側の意図に反し誤って伝わってしまい、極めて深刻な結果となってしまうことがあります。このようなことにならないためにも、日頃から個々の技能実習生の状況に十分配慮して、指導に際しても丁寧な態度でコミュニケーションをとり、信頼関係の構築に努めることが必要です。

技能実習生への必要な指導等のつもりであったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ帰国させる旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は当然ながら許されません。

広報用動画の配信（日本語含め10か国語で対応）

○技能実習生等を対象に、制度概要や実習中に問題が起きた時の対処方法や相談先などを多言語で紹介する動画を配信しています。入国前後の講習等様々な機会において積極的に活用願います。



8か国語での申告・相談が
電話・メール・手紙で可能

ベトナム語	英語
中国語	タイ語
インドネシア語	カンボジア語
フィリピン語	ミャンマー語

みなさんの母国語で相談を行うことができます

外国人技能実習機構



母国語相談 //



決してこのような誘いには乗ってはいけません

動画タイトル：外国人技能実習制度について（技能実習生・これから技能実習生になる皆様へ）※日本語含め10か国対応
掲載リンク：https://www.moj.go.jp/isa/about/pr/nyuukokukanri01_00182.html（出入国在留管理庁ウェブサイト）

もし失踪が発生してしまったら・・・？

Step1 所在把握のための取組

【ポイント】技能実習生の行方が分からなくなるなど、失踪の疑いが生じた場合

- 同僚の技能実習生からの情報収集や本人のSNSの発信状況を確認するなどにより、所在把握に努める。
- 送出国等と連携しながら、**本国の緊急連絡先(当該技能実習生の家族等)に対して、当該技能実習生からの連絡がないかを確認するとともに、本人に対して①監理団体等の保護下に戻る、②(監理団体等による保護を望まない場合は)外国人技能実習機構に連絡すること等を説得することを依頼する。**

- 失踪が発生させないことがまずは重要ですが、万一、失踪が発生した場合に備えて、技能実習生の本国等における緊急連絡先を把握しておくことが有効です。
- 監理団体には、技能実習の終了後に、**帰国が円滑になされるように必要な措置を講ずる義務**があります。その観点から、外国人技能実習機構への届出と並行して、**可能な限り失踪した技能実習生の所在把握に努めていただくことが重要**です。
- 昨今、友人やSNS等の情報を受けて一時的に失踪に至ったものの、その後翻意するケースもありますので、こうした取組はとりわけ重要になります。

Step2 外国人技能実習機構への連絡

【ポイント】失踪が発生し、技能実習の実施が困難となった場合

- (団体監理型実習実施者の場合)監理団体に対して遅滞なく連絡を行う。
- (企業単独型実習実施者又は監理団体の場合)技能実習の実施が困難になった事由が発生してから2週間以内に、機構の地方事務所・支所の認定課に**技能実習実施困難時届出書を提出**する。

※併せて、警察署への行方不明届出の提出を行ってください。

Step3 帰国措置又は復帰、転籍支援

- 所在が判明した場合は、本人の希望に応じて、帰国までの必要な措置、復職や転籍等の支援を実施してください。
- ※ 技能実習実施困難時届出書の提出後における同実習実施者への復帰及び転籍に当たって御不明点がある場合は、機構に御相談ください。
- ※ 専ら技能実習生の都合による転籍は認められませんので、留意願います。

Step4 失踪理由の把握と再発防止策の検討

- 失踪の理由には、賃金未払い等の実習実施者側の不適切な取扱いも一部あることから、技能実習生の所在を把握した場合には、そういった行為が行われていないか本人や同僚の技能実習生からの聴取も含め、確認することが必要です。
- また、不適切な取扱いでなくとも、先の**入国前の丁寧な説明やコミュニケーション等の配慮が行われているか、監理団体と実習実施者の間で自己点検を行っていただき、再発防止に努めていただくことが重要**です。

令和4年1月24日

実習実施者
監理団体 各位

出入国在留管理庁
厚生労働省
外国人技能実習機構

技能実習生に対する人権侵害行為について（注意喚起）

1. 報道について

岡山市内の建設会社で働くベトナム人技能実習生が、職場の同僚などから2年間にわたって繰り返し暴言や暴行を受けており、外国人技能実習機構に通報がなされた旨、マスメディアにより報道がされました。

2. 改めて御認識いただきたい事項

実習実施者による技能実習生に対する暴行等の行為は、言うまでもなく極めて重大な人権侵害行為であり、関係法令により処罰の対象となり得るほか、技能実習制度においても、技能実習計画認定の取消し事由とされており、外国人技能実習機構及び主務省庁において、必要な調査・指導等を実施の上、技能実習法違反が認められた場合には行政処分を行う等厳正に対処していくこととなります。

また、監理団体は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について重要な役割を果たすものであり、実習監理の責任を果たすため、技能実習法令に則り実習実施者に対する指導や技能実習生の相談支援などを行わなければなりません。

この点、法令の規定にかかわらず、技能実習生等の外国人に対する人権侵害行為は、外国人の人権擁護の観点からも、決して許されるものではありません。近年、技能実習生をはじめとする外国人の人権問題について、国際的な関心が高まる中で、実習実施者において技能実習生に対する人権侵害行為が行われたことを、大変重く受け止めており、主務省庁及び外国人技能実習機構において、既に必要な調査等を厳正に行っています。

3. お願い

実習実施者の皆様におかれましては、これを契機に、このような暴行事案等に限らず、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなど人権侵害行為

は、日常の無自覚な言動の中でも起こり得ることに十分留意していただき、上司と部下や従業員同士の関係を含め、技能実習生等への人権侵害等の不適正な対応が生じていないか、改めて徹底した確認を行っていただきますようお願いいたします。

また、監理団体の皆様におかれましては、これを契機に、監査、訪問指導、日々の相談等あらゆる機会を捉えて、傘下実習実施者において技能実習生に対する不適正な対応が行われていないかどうかを適切に御確認いただくことはもちろん、人権侵害行為等を把握した場合には、当該技能実習生を速やかに保護するとともに、外国人技能実習機構をはじめとする関係機関に確実に報告・相談の上、技能実習生が安心して技能実習を続けられるよう適切な御対応をお願い致します。

引き続き、技能実習制度の適正な運用に向けて、御協力をお願い致します。

別紙参考

○ 実習実施者について

『外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）』

（認定の基準）

第九条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、その技能実習計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一～五 （略）

六 技能実習を行わせる体制及び事業所の設備が主務省令で定める基準に適合していること。

七～十一 （略）

『外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号）』

（技能実習を行わせる体制及び事業所の設備）

第十二条 法第九条第六号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。

一～七 （略）

八 申請者又はその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次号において同じ。）若しくは職員が、過去五年以内に技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行っていないこと。

九～十四 （略）

○ 監理団体について

『外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）』

（許可の基準等）

第二十五条 主務大臣は、第二十三条第一項の許可の申請があった場合において、その申請者が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。

一 （略）

二 監理事業を第三十九条第三項の主務省令で定める基準に従って適正に行うに足る能力を有するものであること。

三～八 （略）

（認定計画に従った実習監理等）

第三十九条 監理団体は、認定計画に従い、団体監理型技能実習生が団体監理型技能実習を行うために必要な知識の修得をさせるよう努めるとともに、団体監理型技能実習を実習監理しなければならない。

2 監理団体は、その実習監理を行う団体監理型実習実施者が団体監理型技能実習生が修得等をした技能等の評価を行うに当たっては、当該団体監理型実習実施者に対し、必要な指導及び助言を行わなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、監理団体は、団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務の実施に関し主務省令で定める基準に従い、その業務を実施しなければならない。

『外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号）』

（監理団体の業務の実施に関する基準）

第五十二条 法第三十九条第三項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 （略）

二 団体監理型実習実施者が法第十六条第一項各号のいずれかに該当する疑いがあると認めたときは、監理責任者の指揮の下に、直ちに、前号に規定する監査を適切に行うこと。

三～十三 （略）

十四 その実習監理に係る団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置を講ずること。

十五、十六 （略）

技能実習生に対するその行為は 人身取引です

資料4-15



人身取引※は、重大な人権侵害であり、犯罪です

技能実習生に対する「強制労働」や「中間搾取」などは、人身取引に該当する可能性があります。絶対にやめましょう。

※ 労働搾取目的の人身取引に該当する事案とは、
①法人または個人が財産上の利益を得る目的で、
②暴力の行使、脅迫、監禁、詐欺、権力の濫用またはぜい弱な立場に乗ずるなどの手段を用いて、
③加害者の影響下から離脱することを困難な状態に置いた上で、労働者の意思に反して働かせる
の3つの要件を満たすものです。

強制労働



労働者の意思に
反して働かせる
行為

中間搾取



第三者が労働者の賃金の
一部を不当に得る（いわ
ゆる「ピンハネ」）行為



以下の行為も「人身取引」となる可能性があります

以下の手段で、技能実習生を従わざるを得ない状況にして、労働基準関係法令に違反して働かせる行為も人身取引に該当する可能性があります。

暴力、脅迫、監禁 その他の強制力



暴力、脅迫、監禁の
ほか、怒鳴る、殴り
かかろうとする など

以下のような行為で技能実習生に恐怖を与え、働かせると、この手段に該当する可能性があります。

- ・ 頭を小突いたり肩を叩く
- ・ 住居から無断で外出を禁じ、勝手に外出すると罰金を取ると脅す
- ・ 語尾に「アホ」などの言葉を付けて強い口調で注意する など

権力の濫用または ぜい弱な立場に乗ずる



職場内の上下関係
を利用して、
相手の弱い立場に
つけ込む など

解雇されたら行くところがないといった技能実習生の弱い立場につけ込み、「解雇する」「帰国させる」などと言って働かせることも、この手段に該当する可能性があります。

外国人技能実習制度の現状と課題について

②技能実習制度等の見直しの状況について

令和5年3月 令和4年度 建設分野技能実習に関する事業協議会資料

出入国在留管理庁在留管理支援部
在留管理課
Immigration Services Agency of Japan

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催について

令和4年11月22日
外国人材の受入れ・共生に関する
関係閣僚会議決定

- 1 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）及び出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）の附則に基づき、技能実習制度及び特定技能制度の検討が求められていることから、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）の下、両制度の施行状況を検証し、課題を洗い出した上、外国人材を適正に受け入れる方策を検討し、関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的として、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。
- 2 有識者会議の構成員については、関係閣僚会議議長が決定する。
- 3 有識者会議に座長及び座長代理を置き、関係閣僚会議議長の指名する者がこれに当たる。
- 4 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- 5 有識者会議の庶務は、内閣官房及び法務省において処理する。
- 6 前各号に掲げるもののほか、有識者会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の座長、座長代理及び構成員について

〔 令和 4 年 11 月 22 日
外国人材の受入れ・共生に関する
関係閣僚会議議長決定 〕

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催について（令和 4 年 11 月 22 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の座長、座長代理及び構成員については、別紙のとおりとする。

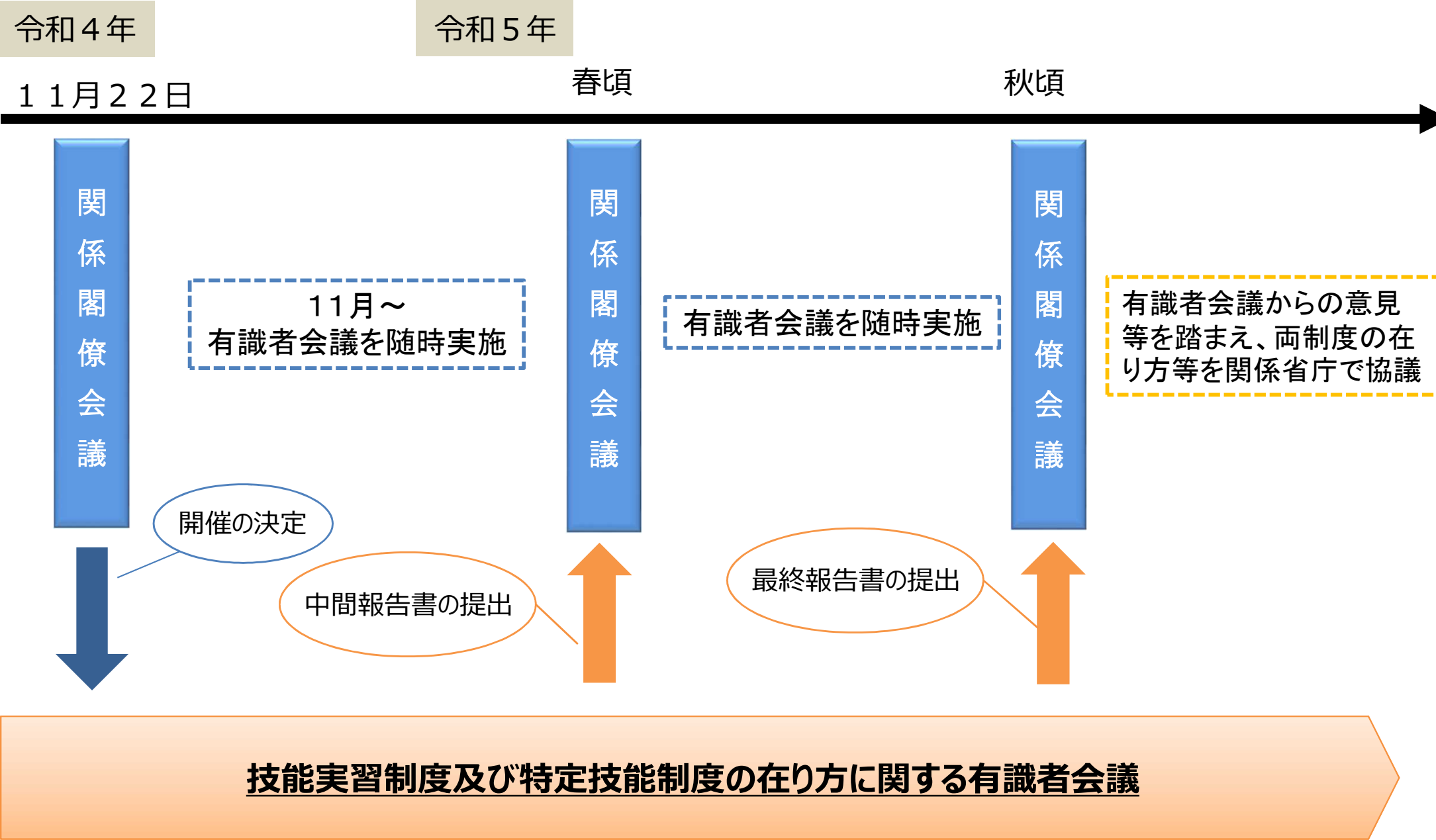
(別紙)

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議

＜座長、座長代理及び構成員＞

座 長	田中 明彦	独立行政法人国際協力機構理事長
座長代理	高橋 進	株式会社日本総合研究所チェアマン・エメリタス
	市川 正司	弁護士
	大下 英和	日本商工会議所産業政策第二部長
	黒谷 伸	一般社団法人全国農業会議所経営・人材対策部長
	是川 夕	国立社会保障・人口問題研究所国際関係部長
	佐久間 一浩	全国中小企業団体中央会事務局次長
	末松 則子	鈴鹿市長
	鈴木 直道	北海道知事
	武石 恵美子	法政大学キャリアデザイン学部教授
	富田 さとこ	日本司法支援センター本部国際室長／弁護士
	富高 裕子	日本労働組合総連合会総合政策推進局総合政策推進局長
	樋口 建史	元警視総監
	堀内 保潔	一般社団法人日本経済団体連合会産業政策本部長
	山川 隆一	東京大学大学院法学政治学研究科教授

(座長及び座長代理以外 50 音順)



技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する論点

第1 技能実習制度と特定技能制度の制度趣旨について

- 1 制度目的（人材育成を通じた国際貢献）と実態（国内での人材確保や人材育成）を踏まえた制度の在り方（制度の存続や再編の可否を含む。）（技能実習）
- 2 外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度（キャリアパス）の構築（両制度の対象職種の在り方を含む。）
- 3 受入れ見込数の設定等の在り方（特定技能制度における現行の取扱いを含む。）

第2 人権侵害の防止その他外国人にとっても我が国にとってもプラスとなる仕組みとするための方策について

- 1 転籍の在り方（技能実習）
- 2 管理監督や支援体制の在り方
 - （1）監理団体や登録支援機関の監理及び支援の在り方（存続の可否を含む。）
 - （2）国の関与や外国人技能実習機構の在り方（存続の可否を含む。）
 - （3）国際労働市場の実態及びメカニズムを踏まえた送出機関や送出しの在り方（入国前の借金の負担軽減策、MOCの更なる強化方策を含む。）
- 3 外国人の日本語能力の向上に向けた取組（コスト負担の在り方を含む。）

※上記論点は、中間報告書（制度の在り方の方向性）の提出までに議論する。

※留意点

特定技能制度は、平成31年4月に施行されたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、施行後1年もたたない時期（令和2年2月）から約2年にわたって海外からの入国が制限されていたことから、運用状況の更なる把握や分析が必要である。

以上

勉強会の趣旨・背景

特定技能制度・技能実習制度について、様々な立場から、忌憚ない御意見を幅広く聴取し、問題点を把握するため、法務大臣の勉強会を開催（令和4年2月～7月）

勉強会において把握した課題・論点

【特定技能制度について】

- ポストコロナに向けた運用状況の更なる把握・分析
- キャリアパスをどう描くか（特定技能1号人材の有効な確保策、特定技能2号への円滑な移行など、一貫したキャリアパスの整備）
- より実態に即して対応できる受入れ見込数の設定の在り方
- 大都市集中防止等の課題の把握・分析（現状、技能実習生からの移行が8割・・・顕在化していない可能性があり、引き続き注視が必要）

【技能実習制度について】

- 人づくりによる国際貢献という技能実習制度の目的と人手不足を補う労働力として扱う実態のかい離
- 実習実施者と実習生の間での事前情報の不足によるミスマッチ
- 実習生の日本語能力不足による意思疎通の困難性
- 不当に高額な借金を負う実習生の存在
- より一層実習生の立場に立った転籍の在り方
- 監理団体による監理体制や相談・支援体制が十分でない
- 外国人技能実習機構の管理・支援体制が十分でない

検討に当たっての基本的考え方

- 政策目的・制度趣旨と運用実態の分かりやすい整合
- 人権の尊重
- 人づくりの理念の維持
- 今後の日本社会の在り方に沿った制度

今後の方針等

- 政府全体の本格的な検討では、これまでの外国人材受入れに関する政府方針を踏まえて検討。
- 引き続き様々な御意見を伺いつつ議論を深め、長年の課題を歴史的決着に導きたい。

技能実習制度の現状

令和4年3月23日

OTIT 外国人技能実習機構

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

資料6-2

外国人の**技能実習の適正な実施**及び**技能実習生の保護**を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する**技能実習計画**について**認定制**とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) **実習実施者**について、**届出制**とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) **監理団体**について、**許可制**とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) **技能実習生に対する人権侵害行為**等について、禁止規定を設け違反に対する所要の**罰則を規定**するとともに、技能実習生に対する**相談**や**情報提供**、技能実習生の**転籍の連絡調整**等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) **事業所管大臣等に対する協力要請**等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による**地域協議会**を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) **外国人技能実習機構を認可法人として新設**し、【第3章関係】
 - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
 - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
 - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
 - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、**第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)**を可能とする。

【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

施行日

平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日)

平成28年11月18日成立

同年11月28日公布

技能実習制度の仕組み

資料6-3

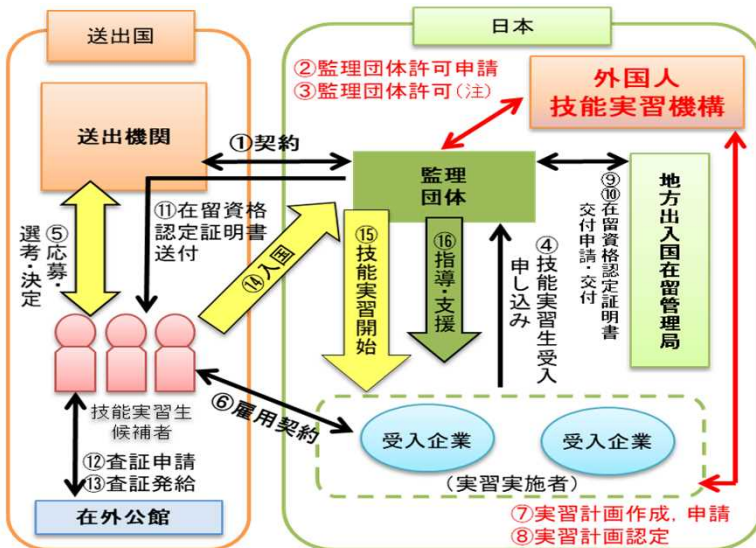
○技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通して技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）

○技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約33万人在留している。

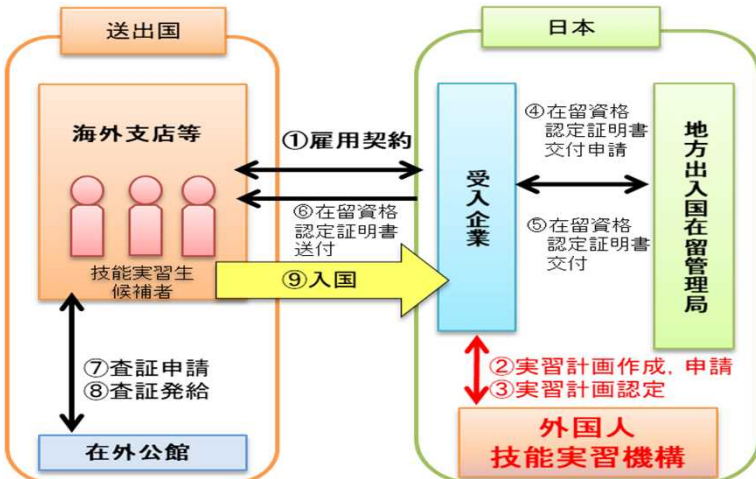
※令和4年6月末時点

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

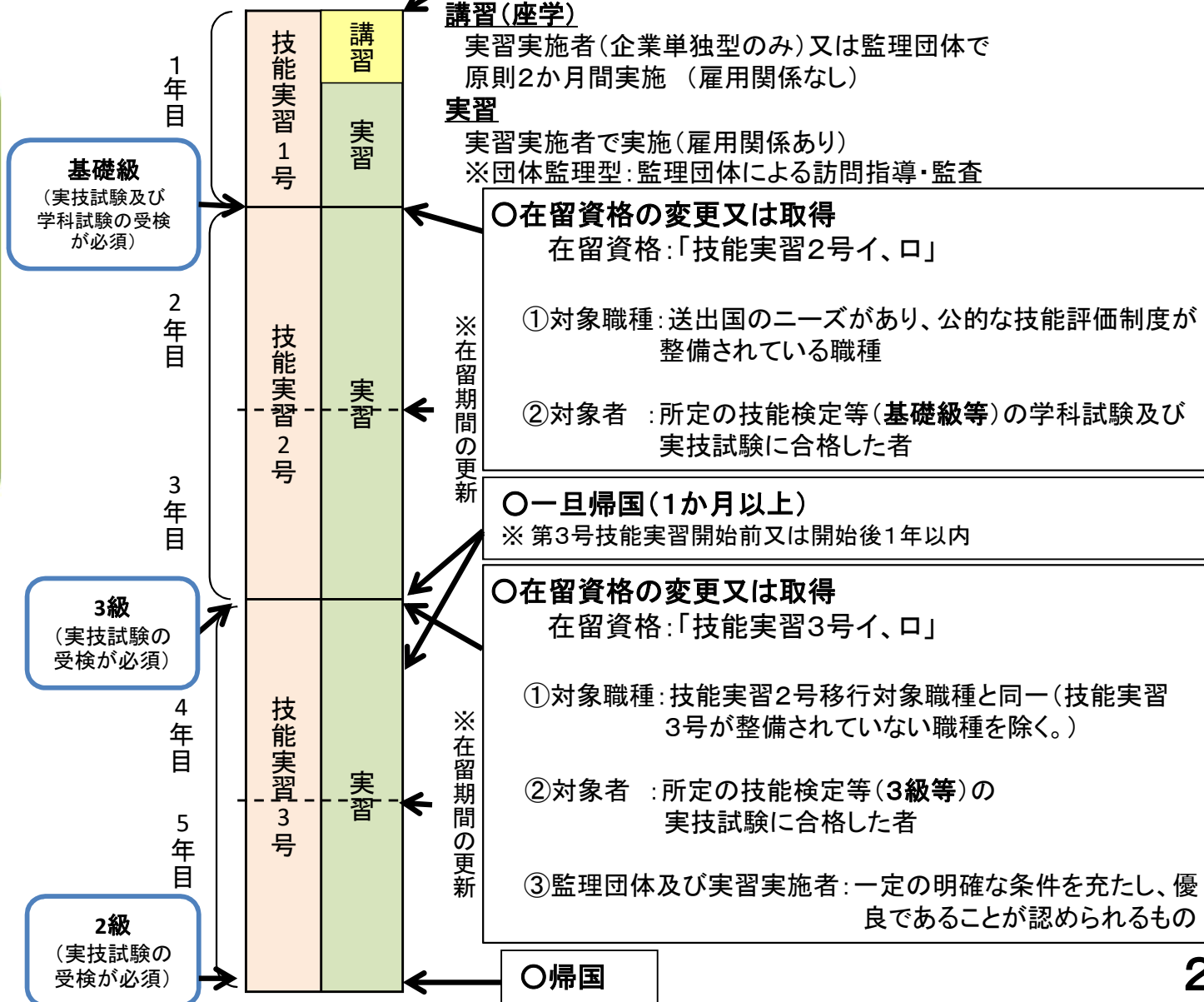
【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



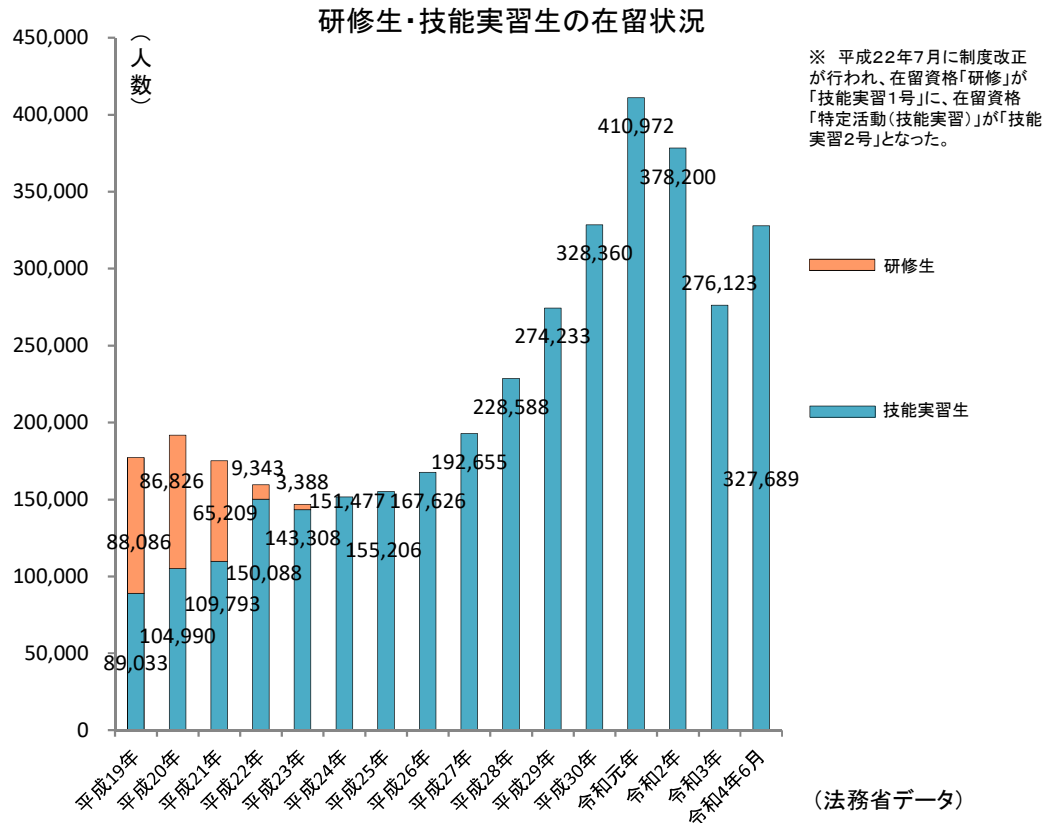
【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



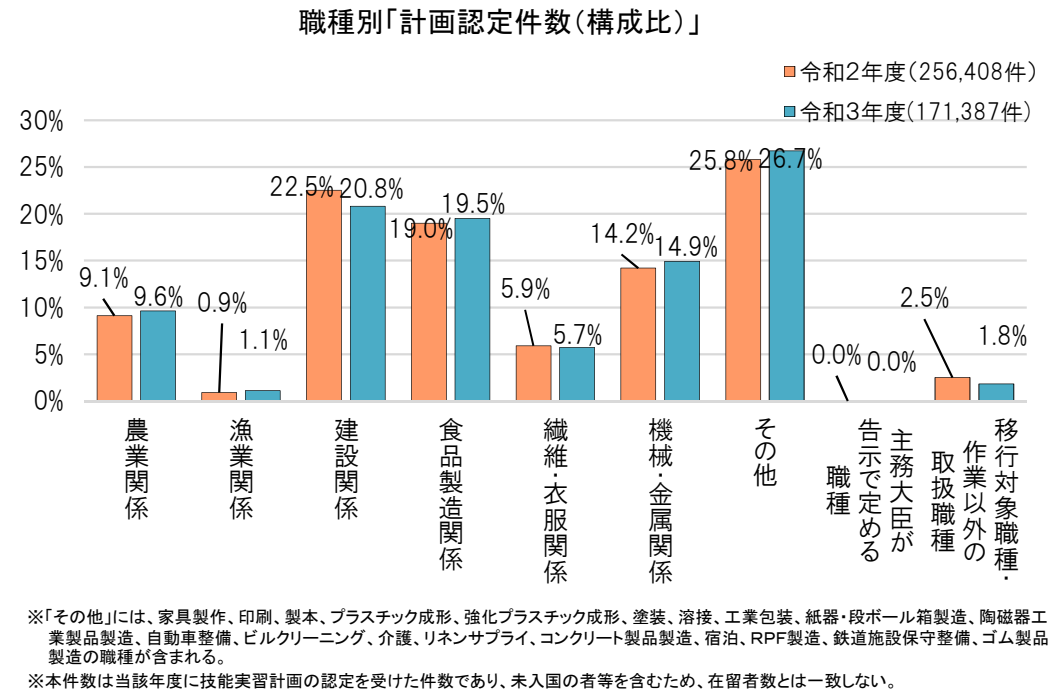
技能実習の流れ



1 令和4年6月末の技能実習生の数は、327,689人



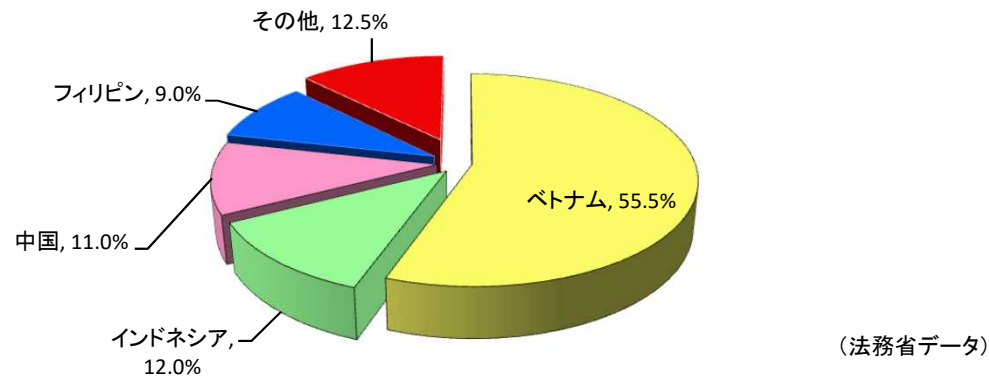
3 職種別では、①建設関係 ②食品製造関係 ③機械・金属関係が多い。



(令和3年度「外国人技能実習機構統計」)

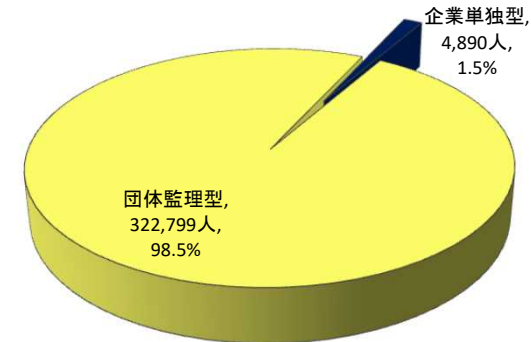
2 受入人数の多い国は、①ベトナム ②インドネシア ③中国

令和4年6月末 在留資格「技能実習」総在留外国人国籍別構成比(%)



4 団体監理型の受入れが98.5%

令和4年6月末「技能実習」に係る受入形態別総在留者数

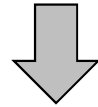


監理団体の許可

技能実習計画の認定等

監理団体
(事業協同組合等)

監理団体の許可申請



団体の体制等を予備審査

○許可基準に適合すること

- ・ 監理事業を適正に行う能力を有すること
- ・ 外部役員の設置又は外部監査の措置を行っていること など

○欠格事由に該当しないこと

- ・ 一定の前科がないこと
- ・ 5年以内に許可取消しを受けていないこと
- ・ 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと など

主務大臣（法務大臣・厚生労働大臣）
へ報告

主務大臣

監理団体の許可

技能実習計画の認定手続へ

実習実施者
+ 監理団体

技能実習計画の作成



実習実施者

技能実習計画の認定申請



計画の内容や受入体制の適正性等を審査

○認定基準に適合すること

- ・ 技能実習生の本国において修得等が困難な技能等であること
- ・ 1号又は2号の技能実習計画で定めた技能検定又は技能実習評価試験に合格していること(2号又は3号の計画認定時) など

○欠格事由に該当しないこと

- ・ 一定の前科がないこと
- ・ 5年以内に認定取消しを受けていないこと
- ・ 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと など

技能実習計画の認定

技能実習生
(監理団体が代理)

在留資格認定証明書の交付申請等



法務大臣
(地方出入国在留管理局長)

在留資格認定証明書の交付等

※

※ 新規に入国する場合等は
日本大使館等へ査証申請が
必要

技能実習生の受入れ

外国人技能実習機構で行う範囲(※主務大臣等も実施可能)

実地検査

○監理団体及び実習実施者に対し、技能実習が法令等に則って実施されているか、訪問により検査を行うもの。

定期検査

○検査計画に基づき定期的に実施するもの。
※監理団体は1年に1回、実習実施者は3年に1回実施するものとしている。

- ・技能実習生の実習状況や帳簿書類等の確認
- ・技能実習責任者や監理責任者、技能実習生本人等からヒアリング

臨時検査

○技能実習生からの申告や各種情報に基づき技能実習法違反が疑われるものについて、随時、実施するもの。

- ・申告や情報提供等の内容について、重点的に確認し、当事者の主張や事実関係等を整理

法令違反等あり

改善勧告・改善指導

未改善

○重大・悪質な法令違反
○同種違反を繰り返す場合等

改善

法令違反等なし

完結

主務大臣等による行政処分等

行政処分等の内容

○行政処分等を行う場合には、**事業者名等を公表**。

行政処分等の内容と効果は、以下のとおり。

監理許可・計画認定の取消し

○重大な許可・認定基準違反、法令違反等に対し、許可・認定を取り消す。
(第37条第1項、法第16条第1項)

⇒ 取消しの日から5年間は新たな監理団体の許可及び技能実習計画の認定が受けられなくなる

事業停止命令

○許可基準違反や法令違反に対し、期間を定めて監理事業の全部又は一部の停止を命ずる。
(法第37条第3項)

⇒ 事業停止命令に従わない場合、技能実習法上の罰則の対象となる場合があるほか、許可の取消事由となる。

改善命令

○許可・認定基準違反や法令違反に対し、期限を定めて改善のための措置を命ずる。
(第36条第1項、法第15条第1項)

⇒ 改善命令に従わない場合は、技能実習法上の罰則の対象となる場合があるほか、許可・認定の取消事由となる。

※特に悪質な法令違反の場合(罰則あり)には、刑事告発

1 相談・支援体制の整備

(1) 母国語による通報・相談窓口の整備等

- 電話のほか、メールの対応も整備。

※中国語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語(フィリピン語)、英語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語

(2) 実習先変更支援体制の構築 ○ 実習実施者や監理団体に実習継続が困難な

場合の届出義務(19条、33条)及び実習継続に関する対応義務(51条)を法律に規定。

- 機構が、技能実習生からの相談に対応し、保有情報を活用しながら、転籍先の調整も含む支援を実施。

(3) 技能実習生への一時宿泊先の提供

- 技能実習生が、監理団体又は実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊することができない場合に、機構が一時宿泊先を提供。

- 新たな実習先の確保等の支援も実施。

(4) 技能実習生への技能検定等の受検手続支援

- 機構が、監理団体からの申請に基づき、試験実施機関への取次ぎ、合否結果の迅速な把握等の支援を実施。

2 罰則の整備

罰則	監理団体	実習実施者
1年以上10年以下の懲役 又は 20万円以上300万円以下の罰金	① 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって技能実習を強制する行為(46条)	労働基準法に同様の規定あり(5条)
6月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金	② 違約金等を定める行為(47条1項) ③ 貯蓄金を管理する契約を締結する行為(47条2項)	労働基準法に同様の規定あり(16条・18条1項)
	④ 旅券等を保管する行為(48条1項) ⑤ 私生活の自由を不当に制限する行為(48条2項) ⑥ 法違反事実を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に申告したことを理由とする技能実習生に対する不利益取扱い(49条2項)	

※ ④については、技能実習生の意思に反して行った場合を処罰。

※ ⑤については、解雇その他の労働関係上の不利益等を示して技能実習時間外の外出制限等を告知した場合を処罰。

「**母国語相談**」として、**曜日を決めて主要な言語により、電話やメール等で相談対応**を実施。
 また、**地方事務所・支所においても、電話又は来所による相談対応（平日 9:00～17:00）**を実施。
 さらに、技能実習生に対する**各種支援策などについて、SNS（Facebook、Twitter）により、母国語等で情報を発信**（URL：<https://www.otit.go.jp/sns/index.html>）。

母国語相談の実施日時

技能実習生であれば、誰でも**電話、電子メール、手紙**によって、**8か国語での申告・相談が可能**。電話料金はフリーダイヤルで無料。**令和3年4月21日より、暴行や脅迫等の人権侵害行為の相談に対応するための専用窓口（技能実習SOS・緊急相談専用窓口※）**を開設。

※ 下記電話番号にダイヤル後、自動音声アナウンスのあと「1番」をプッシュ。

対応言語	対応日時	電話番号 ※時間外は留守番電話で受付	母国語相談サイトURL ※メールでの相談はこちらで受付
ベトナム語	月～金、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-168	https://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/
中国語	月、水、金、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-169	https://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/
インドネシア語	火、木 11:00～19:00	0120-250-192	https://www.support.otit.go.jp/soudan/id/
フィリピン語	火、木、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-197	https://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/
英語	火、木、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-147	https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/
タイ語	木、日 11:00～19:00 (日曜：9:00～17:00)	0120-250-198	https://www.support.otit.go.jp/soudan/th/
カンボジア語	木 11:00～19:00	0120-250-366	https://www.support.otit.go.jp/soudan/kh/
ミャンマー語	火 11:00～19:00	0120-250-302	https://www.support.otit.go.jp/soudan/mm/

1 監理団体許可（令和5年1月5日現在）

申請件数	許可件数
4,039件	3,612件 うち一般監理事業（※1） 1,917件 うち特定監理事業（※2） 1,695件

（※1）一般監理事業とは、技能実習1号、技能実習2号及び技能実習3号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は5年又は7年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。

（※2）特定監理事業とは、技能実習1号及び技能実習2号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は3年又は5年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。

2 技能実習計画認定（令和4年12月末現在）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 （12月末現在） ※暫定値	累計	
申請件数	117,759件	367,783件	370,245件	241,952件	175,634件	191,731件	1,465,104件	企業単独型（※3） 34,543件
								団体監理型（※4） 1,430,561件
認定件数	63,627件	389,321件	366,167件	256,408件	171,387件	143,262件	1,390,172件	企業単独型 33,598件
								団体監理型 1,356,574件

（※3）企業単独型とは、日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する類型。

（※4）団体監理型とは、非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施する類型。

3 相談件数（令和3年度）

母国語相談件数 23,701件

【主な相談内容】

- 管理に関すること
- 賃金・時間外労働等の労働条件に関すること
- 途中帰国に関すること

技能実習制度における建設分野上乗せ施策

令和5年3月23日

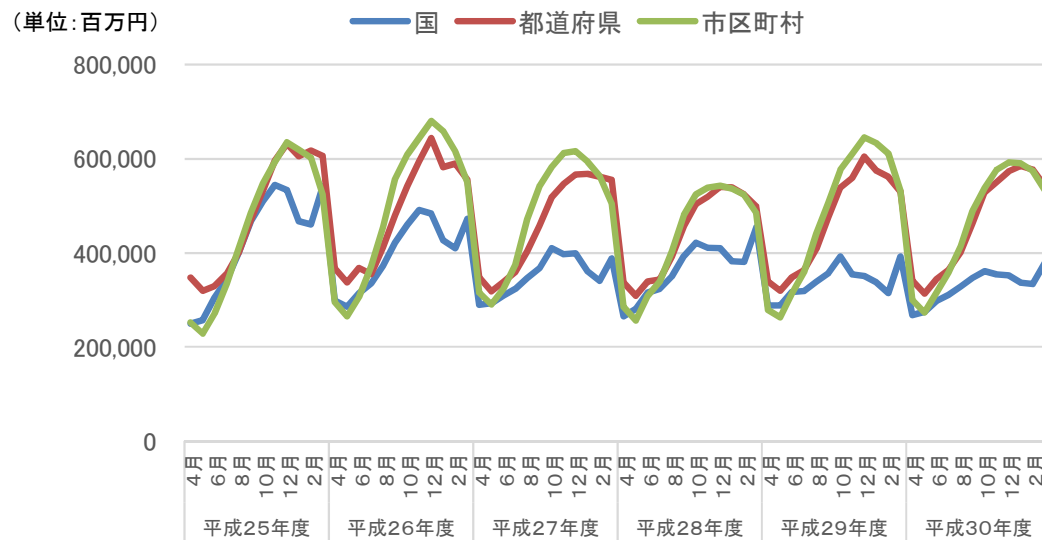
国土交通省

不動産・建設経済局 国際市場課

建設業の特性を踏まえた対策の実施①

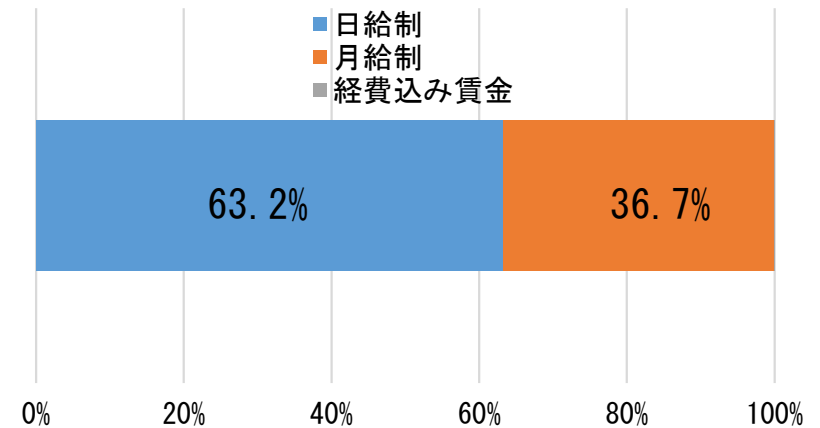
課題1：建設業は、季節による受注量の変動が激しい業種。技能労働者の賃金は6割が日給制で仕事がないと手取り賃金が下がる

【国・都道府県・市区町村における平準化の状況】



出典：建設総合統計 出来高ベース（全国）

月給制を義務化



平成29年10月労務費調査より

課題2：建設業は、受注した工事ごとに就労する現場が変わる

⇒ 雇用主による労務管理、就労管理が難しい

**建設キャリアアップ
システムの登録義務化**

課題3：現場管理は元請、労働者を雇用するのは下請の専門工事業業者で、中小零細業者が大半

**建設業許可を要件化
受入人数枠の設定**

建設関係職種等に属する作業に係る技能実習生の待遇の基準は、2020年1月1日より施行されましたが、本基準が適用されるのは、下記の通りです。

月給制を義務化

建設キャリアアップ システムの登録義務化

建設業許可を要件化

- ・第1号技能実習計画 ⇒ 2020年1月1日
- ・第2号技能実習計画 ⇒ 2021年1月1日
- ・第3号技能実習計画 ⇒ 2023年1月1日

以降に、外国人技能実習機構が認定申請を受理した場合、本基準が適用されます。

【改正に伴う追記（令和2年12月24日）】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による入国制限等の影響を受け、第2号又は第3号技能実習計画の新規の認定申請が上記以降となる場合に限り、

- ・第2号技能実習計画 ⇒ 2022年1月1日
- ・**第3号技能実習計画 ⇒ 2024年1月1日**

以降に、外国人技能実習機構が認定申請を受理した場合、本基準が適用されます。

※新基準が適用された技能実習計画から第2号又は第3号技能実習へと移行する場合の認定申請は、新基準が適用されます。

受入人数枠の設定

令和4年（2022年）4月1日時点で、技能実習生の総数が常勤の職員の総数以下となるように、調整を行ってください。

建設分野特定技能の制度改革等

令和5年3月23日

国土交通省

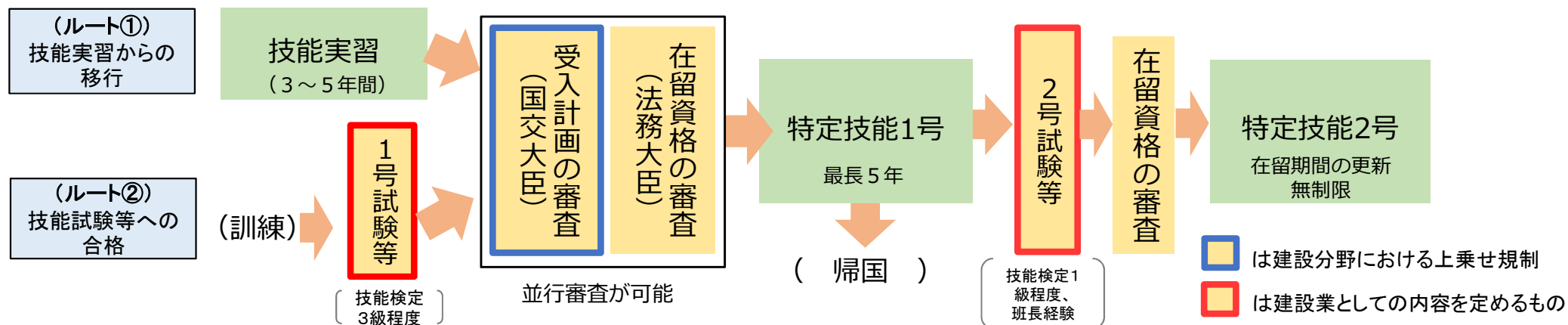
不動産・建設経済局 国際市場課

建設分野における特定技能制度の概要

○建設分野における「特定技能1号」の在留資格の取得方法

以下の2ルートのうちいずれかにより、「特定技能1号」の在留資格を得ることが可能。

- ①技能実習2号を良好に修了（又は技能実習3号を修了）
- ②以下の試験の両方に合格
 - (a)技能評価試験：「技能検定3級」又は「建設分野特定技能1号評価試験」
 - (b)日本語試験：「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」



○建設分野における上乗せ規制の概要

- 1) 業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める特定技能所属機関（受入企業）の基準を設定
- 2) 当該基準において、建設分野の受入企業は、受入計画を作成し、国土交通大臣による審査・認定を受けることを求める
- 3) 受入計画の認定基準
 - ①受入企業は建設業法第3条の許可を受けていること
 - ②受入企業及び1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステムへの登録
 - ③特定技能外国人受入事業実施法人（JAC）への加入及び当該法人が策定する行動規範の遵守
 - ④特定技能外国人の報酬額が同等の技能を有する日本人と同等額以上、安定的な賃金支払い、技能習熟に応じた昇給
 - ⑤賃金等の契約上の重要事項の書面での事前説明（外国人が十分に理解できる言語）
 - ⑥1号特定技能外国人に対し、受入れ後、国土交通大臣が指定する講習または研修を受講させること
 - ⑦国又は適正就労監理機関による受入計画の適正な履行に係る巡回指導の受入れ 等

業務区分の統合

業務区分の整理の概要

【見直し前】

- 業務区分が19区分と細分化されており、業務範囲が限定的
- 建設業に係る作業の中で特定技能に含まれないものがあり、該当専門工事業団体等から特定技能の対象に含めるよう要望あり



【見直し後】

※R4年8月30日閣議決定

- 業務区分を**3区分**に統合し、業務範囲を拡大
- 建設関係の技能実習職種を含む**建設業に係る全ての作業を新区分に分類**
- 特定技能外国人の安全性確保等の観点から、専門工事業団体と特定技能外国人受入事業実施法人の連携により**訓練・各種研修を充実**

業務区分整理

旧業務区分（19区分）

建築板金	内装仕上げ	表装
建築大工	コンクリート圧送	
型枠施工	建設機械施工	
鉄筋施工	トンネル推進工	
とび	土工	
屋根ふき	電気通信	
左官	鉄筋継手	
配管	吹付ウレタン断熱	
保温保冷	海洋土木工	



その他建設業に係る全ての作業

例：電気工事、塗装、防水施工 等

1.土木区分

例：コンクリート圧送 とび
建設機械施工 塗装 等



2.建築区分

例：建築大工 鉄筋施工 とび 屋根ふき
左官 内装仕上げ 塗装 防水施工 等



3.ライフライン・設備区分

例：配管 保温保冷 電気通信 電気工事 等



業務区分再編後 技能実習生の移行先について

業務区分		土木区分		建築区分		ライフライン・設備区分	
技能実習から特定技能1号 への移行対象職種 (赤字：新たに移行対象 となった職種)	職種	作業	職種	作業	職種	作業	
	さく井	パーカッション式さく井工事	建築板金	内外装板金	建築板金	内外装板金	
		ロータリー式さく井工事		ダクト板金		ダクト板金	
	型枠施工	型枠工事	建具製作	木製建具手加工	冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工	
	鉄筋施工	鉄筋組立て	建築大工	大工工事	配管	建築配管	
	とび	とび	型枠施工	型枠工事		プラント配管	
	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事	鉄筋施工	鉄筋組立て	熱絶縁施工	保温保冷工事	
	ウェルポイント施工	ウェルポイント工事	とび	とび	溶接	手溶接	
	建設機械施工	押土・整地	石材施工	石材加工		半自動溶接	
		積み込み		石張り			
		掘削		タイル張り		タイル張り	
		締固め		かわらぶき		かわらぶき	
	鉄工	構造物鉄工	左官	左官			
		塗装	建築塗装	内装仕上げ施工		プラスチック系床仕上げ工事	
	鋼橋塗装		カーペット系床仕上げ工事				
	溶接	手溶接	鋼製下地工事				
		半自動溶接	ボード仕上げ工事				
						カーテン工事	
			表装	壁装			
			サッシ施工	ビル用サッシ施工			
			防水施工	シーリング防水工事			
			コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事			
			築炉	築炉			
			鉄工	構造物鉄工			
			塗装	建築塗装			
				鋼橋塗装			
溶接			手溶接				
			半自動溶接				
特定技能で 従事できる工事業	さく井工事業	石工事業	大工工事業	左官工事業		板金工事業	
	舗装工事業	機械器具設置工事業	とび・土工事業	タイル・れんが・ブロック工事業	熱絶縁工事業		
	しゅんせつ工事業		鋼構造物工事業	清掃施設工事業	管工事業		
	造園工事業		鉄筋工事業	屋根工事業	電気工事業		
	大工工事業		塗装工事業	ガラス工事業	電気通信工事業		
	とび・土工事業		防水工事業	解体工事業	水道施設工事業		
	鋼構造物工事業		石工事業	板金工事業	消防施設工事業		
	鉄筋工事業		機械器具設置工事業	熱絶縁工事業			
	塗装工事業		内装仕上工事業	管工事業			
	防水工事業		建具工事業				

評価試験実施状況

◆1号評価試験

○国内試験

※技能実習時と異なる職種で就労する時や、「留学生」等から在留資格を切り替える際に受験が必要

1号評価試験実績（令和5年1月末時点）

業務区分		実施回数（回）				合格者（人）			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	総計	令和2年度	令和3年度	令和4年度	総計
新試験 ※令和4年12月より 実施開始	建築			6	6			35	35
	土木			6	6			10	10
	ライフライン・設備			6	6			20	20
旧試験 ※令和4年度末まで 実施	コンクリート圧送		2	3	5		4	4	8
	トンネル推進工	1		1	2	19		8	27
	海洋土木工		1	1	2		9	7	16
	型枠施工			1	1			10	10
	建設機械施工		1	1	2		38	17	55
	左官			1	1			5	5
	吹付ウレタン			1	1			5	5
	鉄筋継手	1	2	1	4	32	47	27	106
	電気通信	1	2	1	4	21	31	26	78
	土工	1	4	5	10	28	333	273	634
	配管		1		1		41		41
	保温保冷			1	1			1	1
総計		4	13	35	52	100	503	448	1051

○海外試験

※令和5年7月を目途に、インドネシア・フィリピンで試験実施開始予定

◆2号評価試験

○国内試験

※令和5年度内を目途に実施予定

先進的な外国人受入れ企業の取組み例（建設分野）

企業紹介

- ・会社名：コンクリートポンプ株式会社（岐阜県）
- ・事業内容：とび、土工、コンクリート工事業 等
- ・従業員数：25名

内）特定技能2号：3名 / 技能実習：8名（中国、インドネシア）

給与体系イメージ

- ・特定技能2号（基本給）：約31万円
※技能習熟等に応じた昇給あり
※賞与年3回（3月/8月/12月支給）
- ・技能実習（3号時）（基本給）：約22万円

企業の取り組み、工夫

○技能者育成、就労環境面での取組

- ・技能検定等の勉強会実施、企業側で翻訳機器も活用し母国語で指導
- ・技能検定合格者には昇給制度適用
- ・自動車免許取得支援、費用は全額会社負担（大型免許等、取得者多数）
- ・コミュニケーションは敬語が基本、丁寧な言葉遣いを心がける

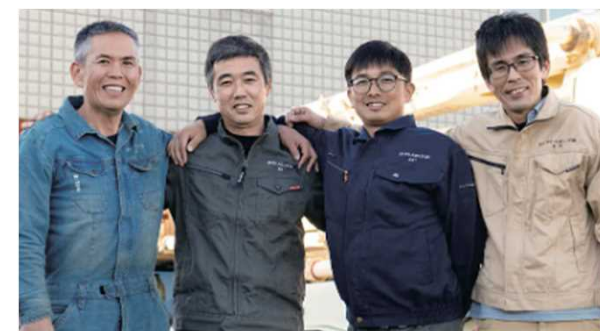
○生活・文化面での取組

- ・寮がある町内会の行事に積極参加、ゴミ出しや清掃当番などを担当
- ・毎年社員旅行や毎月一回食事会を開催（コロナ渦前）



外国人キャリア実績 例

	技能実習1号,2号 (3年間)	建設就労者 (3年間)	技能実習3号 (2年間)	特定技能1号	特定技能2号
Aさん	2010年頃～	2015年～ 技能検定随時 3級合格	2018年～ 技能検定 2級合格	2020年～ 技能検定 1級合格 (優秀外国人表彰受賞)	2022年4月～ (本邦初の特定技能2号取得)
Bさん	2009年頃～	2017年～ 技能検定随時 3級合格	—	2020年～ 技能検定 1級合格	2022年10月～
Cさん	2014年～ 技能検定随時 3級合格	2017年～	—	2020年～ 技能検定 1級合格	2022年11月～



(参考) 建設分野における外国人材の受入れ状況

- 建設分野で活躍する外国人の数は約11万人で、全産業の約6.4%
- 在留資格別では技能実習生が最多(2021年：約7万人)で、近年増加傾向（ただし、実習制度であり就労制度ではない）
- 2015年から、オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、技能実習修了者を対象とした「外国人建設就労者受入事業」を開始（2022年度をもって終了予定）
- 特定技能外国人は、コロナ禍による入国制限の影響もあるものの、人数は増加中（12,776人：2022年12月末現在）
- 2022年4月に、2号特定技能外国人が建設分野において初認定（8人：2022年12月末現在）

建設分野に携わる外国人数

(単位：人)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
全産業	686,246	682,450	717,504	787,627	907,896	1,083,769	1,278,670	1,460,463	1,658,804	1,724,328	1,727,221
建設業	12,830	13,102	15,647	20,560	29,157	41,104	55,168	68,604	93,214	110,898	110,018
技能実習生	6,791	7,054	8,577	12,049	18,883	27,541	36,589	45,990	64,924	76,567	70,488
外国人建設就労者	—	—	—	—	401	1,480	2,983	4,796	5,327	3,987	1,767
特定技能外国人	—	—	—	—	—	—	—	—	267	2,116	6,360

出典：外国人建設就労者は国交省調べ、特定技能外国人は入管庁調べ、その他は「外国人雇用状況」の届出状況（厚生労働省）
外国人建設就労者・特定技能外国人は年度末時点、その他は10月末時点の人数

1号特定技能外国人の受入状況（2022年3月末時点）

国籍別の状況

単位：人

国名	ベトナム	フィリピン	中国	インドネシア	カンボジア	タイ	ミャンマー	ネパール	その他	合計
人数	4,547	601	406	370	141	88	113	38	56	6,360

職種別の状況

単位：人

職種	とび	建設機械 施工	型枠施工	鉄筋施工	内装 仕上げ	左官	建築大工	配管	コンクリート 圧送	建築板金	表装	屋根ふき	保温保冷	鉄筋継手	土工	電気通信	トンネル 推進工	合計
人数	1,450	1,118	988	985	423	377	356	254	141	89	50	41	37	19	22	8	2	6,360